

平成31年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

平成31年3月8日 午前9時55分 開 議

出席委員

委員長	古橋智樹
副委員長	岡崎勉
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	田谷文子
委員	川村成二
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	宮嶋謙生
委員	久松公博
委員	小倉健一
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

出席説明者

副市長	横瀬典生
総務部長	小松塚隆雄
建設部長	石塚洋二
消防長	雨貝忠彦
総務部参事(兼)納税課長	豊崎光重
総務課長	坂本重男
検査管財課長	貝塚裕行
税務課長	元木義和
道路課長	大山俊男
下水道課長	長谷川文男
水道課長	齊藤健夫
消防総務課長	田山明夫

出席書記名

情報広報課	野村泰之
総務課	内藤葵
議会事務局	齋藤邦彦
議会事務局	檜山宏美

議 事 日 程

平成31年3月8日（金曜日）午前 9時55分 開 議

1. 議案の審査

- (1) 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 9 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 10 号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 11 号 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 12 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第 13 号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第 16 号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- (8) 議案第 19 号 平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (9) 議案第 20 号 平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- (10) 議案第 22 号 平成31年度かすみがうら市一般会計予算
- (11) 議案第 26 号 平成31年度かすみがうら市水道事業会計予算
- (12) 議案第 27 号 平成31年度かすみがうら市下水道事業会計予算

開 議 午前 9時55分

○古橋智樹委員長

おはようございます。

定刻前ですが、お揃いになりましたので、早速始めたいと思います。

本日は、委員会2日目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、昨日に引き続き、平成31年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、既に配布してあります審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第9号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

おはようございます。建設部、石塚です。

引き続き、ご苦労さまでございます。

着座にて説明をさせていただきます。

議案概要書4ページ、ごらんいただきたいと思います。

議案第9号、下水道課所管になります。

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

特に説明はないということでございます。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国会で衆議院は通りましたが、まだ増税が決まったわけではないですが、先行してやるのですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

下水道課の長谷川です。よろしくお願いいたします。

今回の消費税の増税の根拠等につきましては、平成 28 年 11 月 28 日の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正により、平成 29 年 4 月からの消費税 10%引き上げを平成 31 年 10 月 1 日にすることとなり、また県の通知により、適切な対応をする旨の対応があったことから、今回一部条例の改正をお願いするものでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国会では通っていないけれども、県の指導で適切にやれと言われたのでやった。今度は 10 月からというのは、地方税法で 10 月となっているのですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

平成 31 年 10 月 1 日からと明記されております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いずれにしても衆議院では通ったけれども、まだ参議院で審議していますよね。最終的な決定というのは、参議院で可決する。参議院で可決しない場合でも、3 分の 2 以上の自然成立となるのかな。そういうことになると思いますが、そういう意味では、まだ決まったわけではないですが、下水道課のほうでは、もう 10 月からの消費税増税を使用料に上乗せざるを得ないという立場ですね。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

国策であるものですから、下水道課としましては実施する予定でございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国策だからというのは、理由にならないです。

例えば、この前、施政方針にもありました。市長は、2%は大したことないと言うけれども、庶民

にとっては、2%は大したことあるんです。

ですから、その2%を料金に上乗せしないで飲み込むということもできますよ。市の立場で、飲み込むということもできますが、そのことは全く考えませんでしたか。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

委員ご指摘のとおり、各家庭におきます生活費の圧迫ということでは理解はしております。しかし、本年度4月1日から下水道課の予算につきましては、この後の説明に入りますけれども、公営企業会計の移行ということで、市民の皆さんから預かって、国に消費税分は納めるということになります。第1回定例会で提案をさせていただいて、4月からそのように変更したい考えで提案をしたものですので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ここで議論してもしょうがないので、そうすると、あとは、下水道事業会計の予算で質問したほうがいいのかな、。

消費税2%の影響は、どのぐらいなのかと。いわゆる全体の、市民に対する影響額です。それは、予算書のところでおっしゃっていただくということでいいですね。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

ざっくりですが、消費税10%に上げた場合につきましては、使用料に換算しますと現在346万8000円ほど増収というか、使用料に反映されております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

346万8000円が、使用料に調定額として見込んでいる、収入で見込んでいるという意味ですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

佐藤委員が言われましたとおり、収入で364万8000円ほど見込んでおります。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

値上げについては、基本的に私たちは、消費税増税は絶対に許せないという立場です。

特に、毎月勤労統計統計での賃金の問題では、事実上賃金は上がっていないということがわかっています。それと同時に、もう大変な消費不況という中で、今の時期に上げたらだめだというのもありますし、実際にきょうの新聞も見ますと、国内景気後退局面という大変な状況になるというところがあります。

いずれにしても、公共料金に転嫁しないで、2%は飲み込むということもできると思いますので、反対です。

○古橋智樹委員長

ほかに、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

異議がございますので、本案は、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古橋智樹委員長

起立多数でございます。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等はありませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案概要書5ページ、ごらんいただきたいと思います。

議案第10号 下水道課所管となります。

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

同じく下水道事業会計にもかかわると思いますが、今回の2%の影響額はどのくらいでしょうか。収入になりますよね。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

先ほどの説明に不備がありました、農業集落排水事業、公共下水道事業を合わせた額で、346 万 8000 円となっております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうしたら、公共下水道事業はいくらで、農業集落排水事業はいくらかと内訳は言うしかないよ。今すぐわからなければ、今度の下水道事業会計のときに教えていただければ結構です。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

当初予算のときに、説明させていただきたいと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

同じく消費税増税上乘せ反対。ですから、同じように、この議案については反対です。

○古橋智樹委員長

ほかに、討論はございませんか。

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、異議がございましたので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 11 号 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案概要書 6 ページになります。

議案第 11 号、下水道課所管となります。

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、補足説明はありません。よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

下水道事業と農業集落排水事業を、水道事業と同じように公会計にしているようですが、このメリット、デメリットについて、述べていただけますか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

公営企業会計の適用によるメリットにつきましては、1つ目といたしましては、官公庁会計では見えなかった所有している資産の状況、借入れ等の状況、さらに他団体等の経営が容易になります。これにより、施設の更新財源も含め、適正な使用料の算定に役立てることができるようになります。

2つ目といたしましては、下水道事業会計、農業集落排水事業会計が一本化されることで、資金運営の部分で起債の償還や、突発的な大規模修繕といった多額の支出がある場合の資金繰りに弾力性を持たせ、柔軟に対応することで安定した経営ができるようになるとともに、一体的な修繕計画、農集から公共への統廃合も対応しやすくなることとなります。

3つ目といたしましては、事業予算化する際に将来的に費用対効果があるかの判断に基づき、事業を運営することで、無駄な投資を抑制することができるようになります。

デメリットにつきましては、費用対効果に基づく事業運営になることで、公共的な整備の考え方が薄らいでいく可能性がございます。また、企業会計の制度上、減価償却費等の現金支出を伴わない予算も含まれることから、伝票等の事務処理においてなれない部分が上げられます。

以上がメリット、デメリットとなります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今までのように、ざっくりと一般会計から繰り入れをして、どんどんいずれにしても下水道事業も農業集落排水事業もやって運営していると、全体の資産状況というのが見えにくくなる。それから言ったら、はっきりしてくるということが一つ言われたと思う。

あともう一つは、一本化して、資金繰りが非常に効率的になるとおっしゃったと思うのですが、いわゆる下水道に統合するということを視野に入れているということになるのですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

将来的には、農業集落排水事業で統合できるところにつきましては、統合させていくように予定しております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

費用対効果のことについてもおっしゃいました。そういう意味では、費用対効果が非常に重視される。ただ、費用対効果を重視する余りに、下水道の公共的な役割が薄れる可能性がデメリットとしてはあるとおっしゃったと思います。

やはり費用対効果というのは、大事なことだと思います。それで、今、ベストプランがまだよくまとまっていないように思われます。公共的なものも含めて、ベストプランの中には、そういう公共的な整備、法に基づいたベストプランになっているのでしょうか。まだわかりませんか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

現行の生活排水ベストプランにおきましては、将来的に公共、農集の統廃合等の計画で策定されております。

○古橋智樹委員長

企業会計化のことも踏まえているのかということも聞いています。なければないと発言してください。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

生活排水ベストプランの現行では反映されておりませんが、次回の見直し時は公営企業会計の考えを反映させた計画策定づくりをしたいと思っております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ベストプランというのは、県が作成するのではないですか、違うのですか。それに基づいて、市がそのベストプランをつくるのですか。

私が言っているのは費用対効果について、どちらかというと公共的な整備というのが難しくなるようなことをおっしゃった。ですから、今の県が行おうとしている生活排水ベストプランというのは、そういう費用対効果も考えたものではなくて、必要性を前提にしたような中身なのか、費用対効果も含めた生活排水ベストプランなのかということですよ。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

現行の生活排水ベストプランにつきましては、費用対効果を含めた計画で作成されております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等はありませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案概要書 7 ページをごらんください。

議案第 12 号、水道課所管となります。

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

公共下水道事業、それから農業集落排水事業と同じように、水道事業会計のほうで 2 % 影響額は、どのぐらいになりますか。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

関連ございませんので、できれば予算のときにあわせて説明したいと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

同じく消費税増税 2 %、反対です。

○古橋智樹委員長

ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、異議がございますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等はありませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案概要書9ページをごらんください。

議案第13号、水道課所管となります。

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

よくわからないので、補足説明してください。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

簡単に言いますと、水道事業者は水道法で定められております。布設工事をする場合には、監督者を置くということになっています。その監督者は、水道技術管理者という資格が必要になります。その資格者を1名は設けるものでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは、水道事業に限ってのことですか。水道事業に限って、水道技術管理者を置くことが必要かどうか。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

はい、そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、水道事業を請け負う業者は、全てこの水道技術者を置かなくてはいけないということになるのですか。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

はい、水道事業者は必要になります。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

今までも給水に係りしては技術者が必要だと思うけれども、今までの条例と今度の条例とどこが変わったのですか。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

これは前の話と重複します。平成 31 年 4 月 1 日に予定されている学校教育法の一部改正により、大学制度の中に専門大学の 4 年制が設けられ、この専門職大学は前期課程と後期課程に区別でき、前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同等の教育水準になるため、布設工事監督者と水道技術管理者の資格基準を明記するものです。

また技術士法施行規則の一部改正により、技術士試験の第二次試験選択科目が現在の 20 部門 96 科に対して 20 部門 69 科に見直され、上下水道部門の選択科目水道環境が、上水道及び工業水道に統合されることから削除されるものでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

概要にはそう書いてあるけれども、その概要そのものが、よくわからないから聞いているんだよ。

つまり、これまでの水道事業資格を持つ人というのは、何かの資格の試験を受けていたのかな。それを、この学校教育法における今 1 と 2 を取れば、そういう資格を取ったとみなされ、その人が資格者になることができると理解すればいいのかということです。そこを説明してもらえばいいと思う。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

委員ご指摘のとおり、学校教育法のいわゆる改正と技術士法の規則の一部改正等に伴いまして、今までその資格が、今度、学校教育法と技術士法の改正に伴って、資格がそこで取れることになりました。

た。ここで取った資格が、市の条例に追加を今回提案させていただいております条例の改正です。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

今の内容ですが、議案集 88 ページの条文新旧対照表に書いてあります。よろしくお願いします。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 16 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、道路課所管の予算につきまして、補足説明をいただきたいと思います。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

補正予算、議案第 16 号、道路課所管となります。

平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）中、最初に道路課所管につきまして、事業確定に伴う減額が主な内容となります。

詳細については、道路課長より説明いたします。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

道路課の大山です。よろしくお願いします。

座って説明させていただきます。

議案第 16 号、一般会計補正予算（第 7 号）、道路課所管の補正予算のうち第 2 表繰越明許費を説明いたします。

議案集 23 ページをお願いします。

8 款、2 項道路橋梁費の道路維持管理事業（政策）です。防災安全社会資本交付金を活用するために、2049 万 3000 円を繰り越しし、高速道路橋 3 橋の道路改修工事を実施するものです。

次に、市道整備事業（政策）で 8800 万円です。石岡・かすみがうら広域幹線道路概略設計業務委託について業務が完了していないことから、委託金等合わせて防災安全社会資本交付金を活用するため、西成井バイパス交差点改良工事の工事請負費を繰り越しするものであります。

次に、補正予算の歳入について、説明いたします。

28 ページをお願いします。

13 款、1 項、5 目土木使用料で、道路占用物件の増加により、60 万円の増額補正でございます。

次に、29 ページになります。

14 款、2 項、7 目、1 節社会資本整備総合交付金で、説明欄 2 段目の防災安全社会資本整備交付金の要望に対して交付率が 89.9%となったため、1657 万 3000 円の減額補正を行うものであります。

次に、8 目、1 節地域再生基盤強化交付金の道整備交付金 33 万 3000 円の減額であります。市道 6-0006 号線、農免道路の道路改良工事の請負差金により、減額補正を行うものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

38 ページをお願いします。

8 款、2 項、1 目道路橋梁維持費、03 道路維持管理事業（政策）で 410 万円の減額補正であります。主な内訳は、13 節委託料の請負差金等を減額し、15 節工事請負費を 2049 万 3000 円増額し、高速道路橋 3 橋の道路改修工事を実施するものでございます。

次に、2 目道路橋梁新設改良費、05 市道整備事業（政策）で 1150 万円の減額補正であります。主な内訳は、15 節工事請負費で請負差金により 1020 万円、22 節補償、補填及び賠償費で移設補償物件が少なかったため、130 万円を減額するものであります。

次に、3 目地域再生基盤整備事業費、02 道整備交付金事業（政策）で 1305 万 2000 円の減額補正であります。主な内訳は、15 節工事請負費で道整備交付金の確定と請負差金により 1255 万 2000 円、22 節補償、補填及び賠償費で移設補償物件がなかったため、50 万円をそれぞれ減額するものであります。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

道路維持管理事業の道路改修工事 2049 万 3000 円が、今言った繰越明許と理解してよろしいですか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

はい、そのとおりです。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この工事は、かなり前から決まっているわけではなかったですか。発注は、いつごろでしょうか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

三橋の工事につきましては、平成 30 年度の一応未着手、未契約として平成 31 年度へ繰り越しますが、設計が終了次第、発注したいと考えております。

○古橋智樹委員長

いや、当初はいつやる予定だったのですか。

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

当初予算では三橋を実施しまして、補助残額で実施するというような内容でございます。

○古橋智樹委員長

この道路の改修自体は、平成 30 年度当初、4 月から取り組んでいたということですか。いつごろ実行される予定だったのですか。

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

工事差金が出ましたため、茨城県と協議して、長寿命の取り組みで起こす計画を立てておりますので、これで執行するようなやり方でございます。

○古橋智樹委員長

すると、差金で追加をするということになったということで、ご理解をいただきましたか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

補足ですけれども、佐藤委員のご質問についてですけれども、当初の事業予算の年次的に、全橋梁を計画はもう既にできていまして、設計をして当該年度内の事業を実施するというのが、毎年毎年繰り返されているわけです。

この 2049 万 3000 円については、今年度分の設計、さらに工事は完了しまして、差金が生じたことから補助金を返還することなく次年度に繰り越して、次年度の計画もありますので、それと合わせて使用したいと繰り越す額のものでございます。

ですから、今年度分の事業は完了しているとご理解いただければと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、新たに今言った差金ができたら、計画的なものでいったら今年度は済んだけれども、来年度早めに仕事を出して、繰越明許にして継続して業者のためにではないけれども、そのように仕事を継続してやろうという判断で、当初予算とは違う新たな予算ですね。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

そのとおりですけれども、来年度については、今年度の差金を持ち越して、さらに来年度の申請分を合わせて来年度の事業費に使うという考え方で、ご理解をいただければと思います。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっとよくわからないけれども、防災安全社会整備交付金が見込みよりもこなかった、89.9%ですが、歳出のほうに、これはどう影響するのですか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

防災安全交付金でございますが、それぞれの計画1、3、5、9という形でいろいろありますが、橋梁観点からしましては100%まいりました。ですが、西成井バイパス関係の工事費が内示割れしております。

○古橋智樹委員長

減った分は、一般財源なのか借入を起すのか、お尋ねしたいです。10%ちょっと減ったわけですから、それは一般財源へ起債で補うのかを委員はお尋ねしています。

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

事業費のほうが少なくなりましたので、その分、交付金の要望に対しての事業費を行っております。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

このご指摘の防災安全交付金の中には、簡単に言いますと、引き出しが3つ、4つありまして、①の事業、②の事業、③の事業があります。全体のベースとしては、その採択率が89.9%という数字が出ていますけれども、全部が89.9%ですと、どの事業も完結行きませんので、A事業に100%持って行って、B事業にも持って行く、でC事業はその分、例えば50%という減額になります。

そのような考え方で、事業としては進めております。

今回につきましては、西成井バイパスの事業が採択割れしておりますので、その分については2次補正という形で2次要望という形で、県土木部と協議をしまして、西成井分を2次申請によって2次採択をいただきまして、全額をこのあとご説明させていただきますけれども、全額を未契約繰越金という形で、そのひずみを埋めていく事業でございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

西成井バイパスだから来年度の予算にも絡んでくるとおっしゃっているような感じですか。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

はい、そのとおりでございます。

補足しますと、今言ったA、B、Cの事業は、その上にパッケージというのがありまして、大枠の中にさらにパッケージがあって、その中に小さい引き出しがあると考えていただけたらいいと思います。そのパッケージ間の移動はできないですけれども、この小さい枠の中での引き出しは流用ができるので、その中で事業を寄せたり寄せなかったりして、その分はその中で再交付してもらえたり、またもらえなかったりと出てくるということです。特に、その事業が採択率100%でなかったから、そ

の年にやるとかやらない、または起債とか自財を補填ということではなく、場合によっては次年度に繰り越したり、その範囲の中でやったり、継続性のあるものは繰り越す対応で、工事は着手しております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

38 ページです。先ほどいわゆる橋梁の工事の説明の中で、今年度事業は終了して次の段階の仕事に移っているというような話ですが、今回、橋梁のところで 1050 万円の設計の減額補正をしているわけですが、その辺との関連を理解できるように説明してもらえればと思います。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

橋梁長寿命化のほうで 1050 万円の減額でございますが、もう一方の法令定期点検委託と合わせまして、減額する内容でございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

今の質問に関連ですが、繰越明許費 2049 万 3000 円を繰り越すための費用として、38 ページの歳出で費用捻出しているように思えてならないです。その財源は、この 03 事業の 13 節でマイナスになっている部分も全部積み上げて、それを道路改修工事費に充てると見てとれるのですが、財源として、それは目的外の一使用にはならないですか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

同じパッケージの中なので、目的外にはなりません。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

そうしますと、要はこの費用全て道路橋梁の維持費として再度翌年度に利用するので、差金が出て全部そういうところへ持っていくことは大丈夫だという認識でいいですね。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

はい、そのとおりです。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、道路課に対する質疑を終結いたします。

次に、下水道課所管の予算につきまして、特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

続きまして、議案第 16 号、下水道課所管になります。

平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）中、下水道課所管につきまして、浄化槽事業に伴う補正となります。

詳細について、下水道課長から説明をいたします。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

下水道課に関する一般会計補正予算について、ご説明させていただきます。

議案集 28 ページをお願いいたします。

歳入の補正予算といたしまして、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金において 476 万 6000 円の増額とするものです。国の循環型社会形成推進交付金の補助率が 3 分の 1 から 2 分の 1 に上がったことから、増額補正をするものです。

続きまして、29 ページをお願いいたします。

15 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金の浄化槽設置整備事業費補助金において、731 万 4000 円減額するもので、県補助金について当初予算で 60 基分を計上しておりましたが、実績見込みといたしまして 42 基となることから、減額補正を行うものです。

続きまして、30 ページをお願いいたします。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金におきましては、450 万 3000 円減額とするもので、霞ヶ浦水質浄化基金繰入金につきましては、旧霞ヶ浦地区の浄化槽設置における市の負担分について、基金を取り崩し、財源充当するもので、全体の実績見込み 42 基中、旧霞ヶ浦地区分が 26 基となることから、減額補正するものでございます。

歳出の補正予算につきまして、35 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費の浄化槽等設置事業補助金において、1451 万 2000 円減額とするもので、当初予算で 60 基分を計上しておりましたが、実績見込みといたしまして 42 基となることから、浄化槽等設置事業補助金の減額補正を行うものです。

続きまして、36 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費の農業集落排水事業特別会計繰出金において、112 万 6000 円の減額とするもので、企業会計移行に伴い農業集落排水施設維持管理基金を廃止し、維持管理費に財源を充当することから、農業集落排水事業特別会計繰出金との財源振りかえを行うものでございます。

説明は、以上となります。

○古橋智樹委員長

以上は、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

まず一つは、28 ページの国の補助が循環型社会形成推進交付金の増額の分です。

3分の1から2分の1になったのは、浄化槽に対する補助率が、2分の1になったということか確認します。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

補助の基準の中で、合併浄化槽設置件数のうち、単独浄化槽からの転換率が10%を超える場合は、3分の1から2分の1へ補助率が上がることから、実績で10%を超えていることから2分の1に補助率が上がったことになります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

こういう問題も、もうちょっと系統的にわかるようにしたほうがいいと思う。今、いつも60基60基とやって、実際はそれが到達しない。それは何で到達しないかといったら、財源がそこまでないとか、計画があるのか何かわからないけれども、そうして今度は42基になったわけでしょう。最初から42基ではなくて、希望をとったら大体どのくらいなのかはわかっていると思うけれども。

それと、あわせて霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金のところ、合併浄化槽については42基のうち、旧霞ヶ浦地区の対応については26基だったので、減額になるとおっしゃいました。だから、そういうのは一連の流れとして、きちっとわかるように説明していただくといいなと思います。

それで、42基の内訳があって、財源がこうなっていますとすると、非常にわかりやすい。ちょっと今も個別で話していると非常に組み立てにくい。個別ではなくて、面としてわかるように説明したほうがいいと思う。

ですから、財源がどういう形になっているのかがあるわけですから、今10%ということも言いました。10%がどういう意味なのかよくわかりませんが、10%になったら3分の1が2分の1になるとか、私たち議員は、何でも全部知っているわけではないですから、その辺を一定程度、やっぱり整理して教えていただければいいかと思うのですが、どうですか。

○古橋智樹委員長

新年度の企業会計のほうで、こういうふう、さらにわかりやすくしますとか、そういう書類を用意しますということでもいいと思うのですが、どうですか。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

今後につきましては、わかりやすく説明していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ないようですので、下水道課に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第 19 号 平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

特に補足説明等はありませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 19 号、下水道課所管となります。

平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、下水道課長から説明いたします。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

議案集の 57 ページをお願いいたします。

今回の補正内容につきましては、県の霞ヶ浦湖北流域下水道整備事業において、霞ヶ浦浄化センター内の電気設備、水処理設備の改築工事に関連する施設の緊急修繕が必要となり、緊急修繕費は当初予算内で対応できることとなっておりましたが、工期において工事完了見込みが 5 月下旬となることから、流域下水道整備事業費の霞ヶ浦湖北流域下水道建設負担金を繰越明許するものです。

金額につきましては、かすみがうら市負担金分 1436 万 5000 円のうち、651 万 9000 円を繰越明許とするものでございます。

説明は、以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いわゆる土浦市湖北にある霞ヶ浦浄化センターですか。そこで、当初からその計画は知っていたけれども、突発的な事故があったような言い方をされたのですが、当初の計画よりも増額になったということになるのですか。工事が増えたというか。どうですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

市の負担分におきます増額は、ございません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

工事が長くなったのは、特に今、突発的な事故があつて工期が 5 月まで延びてしまったと聞こえたのですが、違うのですか。もう一回説明してくれますか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

当初の霞ヶ浦浄化センター内での電気設備、水処理設備の改築工事は、当初から予定されておりましたが、その工事に関連する施設の緊急修繕が必要となったこととお伺いしております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

特に補足説明等はございますか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第20号、下水道課所管になります。

平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、下水道課長から説明をいたします。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

議案集59ページをお願いいたします。

今回の補正内容といたしましては、合併前千代田地区において農業集落排水維持管理基金があったものを合併後かすみがうら市で引き継いだ基金で、農業集落排水施設の補修費に充てることが目的とされていましたが、基金の額も少額で使用していないことから、収支決算を見ると一般会計繰入金に頼って事業運営をしていることから、今後においても基金への積み立ては難しいと考えられ、今回公営企業会計移行に伴い基金を廃止し、取り崩し、112万6000円を基金繰入金として繰り入れ、平成30年度の農業集落排水維持費の財源に充当し、財源振りかえとして一般会計繰入金を同額の112万6000円を減額するものでございます。

説明は、以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 平成31年度かすみがうら市一般会計予算のうち、建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、道路課所管の予算につきまして、次年度の課題、目標等を踏まえまして、ご説明をお願いいたします。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第22号 平成31年度かすみがうら市一般会計予算中、最初に道路課所管内容につきまして、道路課長より説明いたします。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

議案第22号、平成31年度一般会計予算について、道路課所管の主な予算について、説明させていただきます。

初めに、新年度の重点事業ですが、市道整備事業の石岡・かすみがうら広域幹線道路の詳細設計を委託します。冠水・浸水被害軽減対策として、角来上池の暫定設置工事等を実施いたします。また、繰り越し事業ではございますが、西成井バイパスの交差点改良工事について、延長286メートルを来年2月ごろに完成を目指してまいります。

それでは、歳入から説明いたします。

予算書の18ページをお願いします。

15款、2項、9目社会資本整備総合交付金、1節社会資本整備総合交付金、説明欄2行目の防災安全社会資本整備交付金4917万円であります。内容は、03道路維持管理事業（政策）の橋梁長寿命化関係の委託料で、事業費8940万円のうち補助率55%の歳入となっております。

次に、20ページをお願いします。

16款、2項、6目土木県補助金、1節土木費補助金、説明欄の合併市町村幹線道路緊急整備支援事業市町村補助金2850万2000円であります。合併特例債事業でしました幹線道路の道路改良工事に伴う合併特例債償還金に対する県の補助金でございます。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、配布してあります建設部予算審査資料を基に説明させていただきます。

予算書は86ページになります。

最初に経常経費事業であります。予算審査資料の1ページに千代田地区、2ページに霞ヶ浦地区の修繕工事予定箇所一覧でございます。

予算書は87ページの02道路維持管理事業、修繕料6500万円の地区別予定箇所を掲載しております。

続きまして、政策事業につきまして説明いたします。

予算書は88ページになります。

予算審査資料の3ページが実施計画になります。3ページの一番右側の箇所図番号が、4ページの工事実施計画図の番号となっております。

最初に、8款、2項、1目、03道路維持管理事業（政策）で、事業費9916万2000円で前年度比較6483万8000円の減額となっております。減額の理由につきましては、橋梁関係の委託料、サイクリングサイン工事の完了のため工事請負費の減でございます。

13節委託料は、実施計画の3ページの1番から3番の橋梁補修工事積算業務委託と高速道路橋補修委託は、常磐道をまたぐ十三塚橋、要害橋、安笠橋です。4ページ、工事実施計画図の12番、13番、14番となります。

橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託は、市管理業務の修繕計画の見直しとなります。橋梁長寿命化補修設計委託は、高速道路橋三橋の補修設計の委託でございます。なお、財源につきましては、歳入で説明しました防災安全資本整備交付金を充当いたします。

次に、2目、05市道整備事業（政策）であります。

予算書は88ページの中段となります。

予算額2億7850万8000円で、前年度比較1047万7000円の増額であります。増額の理由につきましては、委託料、工事請負費の増でございます。

初めに、13節委託料でございますが、西成井バイパスの交差点改良工事の積算業務委託や角来上池の整備工事の設計業務で、道路改良等設計委託が2319万6000円でございます。道路改良工事等の境界復元で測量一部点検委託が831万6000円でございます。石岡・かすみがうら広域幹線道路詳細設計業務委託等で路線及び用地測量業務委託が5214万7000円でございます。

次に、15節工事請負費について、工事別に説明いたします。

予算審査資料の4ページをお願いします。

最初に、道路改良工事でございますが、1番の中志筑地内の市道8-2471号線、2番の大平地内の市道5022号線です。工事請負費2300万円を計上しております。

次に、舗装補修工事は、3番の宍倉地内の市道0109号線、4番の上土地内の市道6-0001号線、5番の坂地内の市道0106号線、6番の横堀地内の市道6-0009号線、7番の上稲吉地内の市道7-0051号線に工事請負費4700万円を計上しております。

次に、排水性工事につきましては、8番の下稲吉地内の市道8-0314号線、9番稲吉南地内の市道8-0358・0359号線、10番の下稲吉地内の市道8-0480号線、11番の角来上池の整備を計画しております。工事請負費8778万8000円を計上しております。

その他に、道路改良に伴う公有財産購入費に 2513 万 8000 円、補償、補填及び賠償金で 990 万 6000 円を計上しております。

道整備交付金事業の農免道路の改良工事でございますが、完了いたしました。それから、街路整備事業につきましても、事業が完了してございます。

以上、平成 31 年度予算について説明を終わります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

道路課に対する質疑を行います。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この角来池の整備ですけれども、雨水関係の調査等は済んでおりますよね。その調査に従って、角来池の整備に入るということでございますか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

雨水の調査は済んでおりますが、今回は暫定整備ということで、池の掘り下げ、法面の補強等を予定してございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

実際のところ、角来池、今度整備するに当たって調査したでしょうけれども、例えば今、ゲリラ豪雨で大変大きな雨水が発生することがあります。その辺のところの考慮した中で、例えば、1 時間当たり何ミリぐらいの雨に耐えられるだけの規模でやるのかを説明していただけますか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

道路課のほうでは、そこまでちょっと把握してございません。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうすると、担当は下水道課になるのですか。

だけど、予算書で今、提示しているのだから、まさか別の課の担当だという説明はまずいのではないですか。どうですか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

抜本的な雨水、排水の整備は、莫大な費用と時間を要することが考えられまして、2 段構えの整備として、緊急性の高い場所については、暫定対策として先行整備して、冠水、浸水の軽減を図るものであります。一方、計画的な整備につきましては、下水道事業計画に基づく整備により、浸水、冠水

の改修を図るものであります。

なお、計画上の降水確率年度を超えた場合、例えば、30年に一度の降雨等があった場合は、管理機能を超えるため、ちょっと対応が難しいのではないかと思います。

○古橋智樹委員長

事業効果を数値的なものでどうかという質問ですけれども、それは答弁できないということですか。難しいですか。

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

簡単ではないです。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

今矢口委員が質問したのは、現状の角来池の整備に対して答弁されているわけですよね。全体の雨水排水の対策については、下稲吉東小学校の角来池の反対側に新しく調整池を設けるわけですよね。

今、言っているのは、掘り下げ法面補強というのは、どちらのことを言っているのですか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

下稲吉東小学校の脇の裏池。角来池ではなくて上池です。

○古橋智樹委員長

体育館の裏とか、東側という表現のほうが、誤解がないと思います。

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

下稲吉東小学校の体育館の西側になります。それを、掘り下げて。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

そうすると新しくつくる池の整備でやるわけで、そのときの設計はもう既にできているわけではなく、ただ、それを行うための事前の措置として、掘り下げと法面の補強ということでしょうか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

平成31年度で設計していただきまして、その後、工事を実施する内容でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

いやだから、設計をするのだから、それに見合った数字をきちんと入れた中での設計がなければおかしいでしょう。ただ、穴掘って、はい、できましたというわけにはいかないでしょう。ちゃんと説明してください。要するに、容量とか、面積とか、どの程度の面積をそこの裏池で受けて、何ミリの

雨で耐えられるだけのものというような説明をしなくては。だって、そのぐらいのために、基本的な調査は来たわけでしょう。

だから、深さだって、例えば、調整池の深さだって5メートルにするとか10メートルにするとか、そういうにしないで。それは何のためにするかといたら、雨量ゾーンがあるから、それに対して深さとか、それから、青水等の断面取ったりするのも、それによって結構するわけでしょう。そのために私は基本的な調査をしたと思っているので、当然、そういう基本的な調査の部分があって、それを今度、設計業者に基本的なことでお願いしますよといって大体は投げますよ。ただ、設計が適当に設計するわけではないでしょう。

ここをちょっと説明してください。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

暫定整備でございますので、費用といたしましては1300立法メートルほどの調整池みたいな形で、つくる予定でございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうすると、1300立法メートルの要するに貯水力があるということですよね。ですから、1300立法メートルの場合は、どれだけの面積で、何ミリの雨には耐えられるということを私聞きたかった。それと、その調整池に関連して、今、排水の部分が説明ありましたが、それに合わせた排水路の整備もやりますということですか。それとも、排水整備は今後どういうようになってくるのか、教えてくださいいただけますか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

角来の15ヘクタールという流水エリアがありますが、そのうちの4ヘクタールに関しまして、下稲吉東小学校の南側にバイパス管を通しまして、それで、今度は下稲吉東小学校の南側の角来池のほうへ流す計画をしております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

もう一度、15ヘクタールの中の4ヘクタールはどういう意味ですか。今回、その4ヘクタールの部分の冠水も要するにやりますというお話です。具合体的には場所の説明をお願いします。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

角来排水区の一部でございますが、4ヘクタール分の土地の雨水に対しまして、バイパス管を下稲吉東小学校に通しまして、角来池に流す計画でございます。

○古橋智樹委員長

引き続き、具体的な場所を説明してください。集落でもいいし、何丁目でもいいです。

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

下稲吉東小学校の前側になります住宅地の4ヘクタールでございます。

○古橋智樹委員長

常任委員会でございます。この後もまだ議題いっぱいありますので、そのあたりでいいですか。
ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

歳入で、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業市町村補助金がありましたよね。この財源が、いわゆる石岡・かすみがうら広域幹線道路の財源の一部になるのですか。

○古橋智樹委員長

道路課長 大山俊男君。

○道路課長（大山俊男君）

先ほどの2億2850万2000円につきましては、合併特例債事業で決した幹線道路、国道354号バイパスでございますが、道路改良工事に伴う合併特例債の償還金になっております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

（発言する者なし）

○古橋智樹委員長

ないようですので、道路課に対する質疑を終結します。

次に、下水道課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

続きまして、同じく議案第22号 平成31年度かすみがうら市一般会計予算中下水道課予算内容につきまして、下水道課長から説明を申し上げます。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

予算書23ページをお願いいたします。

歳入の予算といたしまして、19款繰入金、1項基金繰入金、2目霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金につきましては、霞ヶ浦地区の方が、浄化槽から下水道へ接続転換した場合の浄化槽撤去費補助金分を、基金から繰り入れる額72万円を計上しております。

続きまして、予算書76ページをお願いいたします。歳出の予算です。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、06農業集落排水補助事業における公営企業会計補助金において、下水道事業会計における農業集落排水事業にかかわる現金資金の不足があったとして、下水道事業会計へ繰り出す補助金として、3億402万6000円を計上しております。

続きまして、90ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の15下水道事業補助金における公営企業会計補助金において、下水道事業会計における公共下水道事業特定環境保全公共下水道事業用にかかわる現金資金の不足額として下水道事業会計へ繰り出す補助金といたしまして、5億7217万9000円を計上し

ております。

説明は、以上となります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金の今、72 万円ぐらいの話になっていました。これはどのくらいの戸数を予定しているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

補助額が 9 万円で、8 件ほど予定しております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

確かこれ、県の事業で大分知事も頑張って、霞ヶ浦水質浄化対策と思うけれども、平成 30 年の実績と、平成 31 年 8 件ということですから、なかなかやはり政策も思うようにいかないのですか。ちょっと説明いただけますか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

こちらに計上してあります補助金につきましては、従前から市単独事業で実施しておりました接続補助金でありますので、今、矢口委員から言われました、茨城県森林湖沼環境税を利用した接続補助金とは、補助の内容が違っております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、それは予算化されてないのですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

そちらにつきましては、下水道事業会計で予算化されております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

従来の 60 基という浄化槽については、従来どおりになるのですか。

公共下水道というよりは、公営企業会計にはならず、従来どおりの一般会計の扱いでやるということで、理解してよろしいですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

合併浄化槽の接続、合併浄化槽事業におきましては、新年度より事務が移行いたしまして、市民部での対応となります。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

（発言する者なし）

○古橋智樹委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第 26 号 平成 31 年度かすみがうら市水道事業会計予算を議題とします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 34 分

再 開 午前 11 時 34 分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次年度の事業課題、目標を含めまして、ご説明をいただきたいと存じます。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 26 号 平成 31 年度かすみがうら市水道事業会計につきまして、水道課長から説明をいたします。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

よろしくお願いいたします。

最初に、新年度の重点事業をご説明いたします。

平成 31 年度の予算説明資料集をお願いします。

予算説明資料集の 65 ページをお願いいたします。

その中の、囲まれた欄の下の下稲吉第 2 浄水場の施設更新事業が重要になります。上水事業の更新計画は、平成 28 年度に策定し、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年計画で改修を進め、平成 31 年度は電気室築造、高圧受電設備更新、動力計装盤類更新などを予定しております。

また、関連しまして、ご心配をおかけしています下稲吉第 2 浄水場の非常用発電設備につきまして、現在、新たな発電設備に切りかえをいたしましたので、能力不足で水が送れないことはないことをご報告いたします。

続きまして、水道事業会計の予算説明につきまして説明します。

こちらは、別につくりました平成 31 年度建設部予算審査資料にて説明いたしますので、こちらの準備をお願いいたします。

5 ページになります。収益的収支の予算でございます。

主に、対前年度の比較の大きい科目について、説明いたします。

増減理由につきましては、右端に簡単に書いてありますが、主な内容を説明いたします。

まず、水道事業の収支でございますが、収益的収入につきましては、下の合計欄の比較になります。前年度と比較しまして 1263 万 8000 円の増、率で 1.2%の増、10 億 4746 万 8000 円を計上いたしました。

主な理由につきまして、1 項、1 目給水収益は 1851 万 8000 円の増で、消費税の増税と給水費の増を考慮したものでございます。

先ほどのご質問でございます消費税の影響は 800 万円の増となります。

また、1000 万円の給水費の増は、井戸から水道に切りかえる企業や、共同給水の井戸から水道に切りかえる案件、またこれまで、神立停車場線や神立駅周辺に設置した前年度までの水道加入者を考慮して増といたしました。

次に、1 項、3 目その他営業収益の 457 万 6000 円の減は、水道加入者の減でございます。アパート造成等が減っておりますので、新規の水道加入金を下げたものでございます。

次に、2 項、1 目他会計補助は、一般会計からの補助金で、前年度と同じ 2500 万円になります。

続きまして、収益的支出でございます。

5 ページで、下の覧です。

全体としまして、前年度より 1447 万 9000 円の増、率で 1.5%の増。9 億 9771 万 2000 円を計上いたしました。

1 項営業費用、1 目原水及び浄水費ですが、429 万 7000 円の増は主に消費税増税に伴い、動力費の約 110 万円の増と、県水受水費の約 330 万円の増を見込んだものになります。

2 目配水及び給水費 349 万 2000 円の増も、消費税増税に伴い、委託費の増を見込んだものでございます。また、量水器交換も 3,324 個を予定していることから、交換業務の増を見込んだものでございます。

3 目受託工事費 123 万円の増は、消火栓工事になります。消火栓では新設 4 カ所、修繕 9 カ所を予定しております。

4 目総係費 1887 万 6000 円の増は、各種委託費の消費税増税に伴う水道料金システムの改修や、元号変更に伴う納付書の表示費用、またこれまで千代田地区の浄水施設更新計画を策定しましたが、霞ヶ浦地区の浄水場についても今後は更新が必要であることから、更新の基本計画について進めるものでございます。

5 目減価償却費 335 万 2000 円の増になります。今まで主に下稲吉第 2 浄水場施設の更新に伴うポンプや自家発電機などの設備をしたため、資産が増えたものでございます。

6 目資産減耗費は、固定資産除却費が 1324 万 4000 円の減となりましたが、今年度は下稲吉第 2 浄水場の施設の一部解体がありまして、一時的にふえましたが、来年は解体がないことから減額になっております。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、予定している企業債の利息が 352 万 4000 円の減となるものです。起債の償還が終了したものがあつたため、減額になっております。

収益的収支予算の収支総額につきましては、収入 10 億 4746 万 8000 円から、支出 9 億 9771 万 2000 円を差し引き、4975 万 6000 円の黒字を目指して進めてまいりたいと思います。

続きまして、6 ページをお願いいたします。資本的収支の予算でございます。

資本的収入は、前年度より 789 万 9000 円の減、率で 2.1%の減の 3 億 6516 万円を計上いたしました。

内訳ですが、1項企業債は、工事に伴う企業債の借り入れで3080万円の減です。

次に、2項工事負担金については3886万円で、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合からの設計費468万3000円、配水管布設替工事3417万7000円になります。神立駅前開発に伴う設計と工事の負担金として、2290万1000円の増となります。施工場所は、筑波銀行の周辺になります。

続きまして、下段の資本的支出になります。

前年度と比較しまして1884万8000円の増、2.8%の増で6億8509万3000円を計上しております。

1項建設改良費、1目配水施設工事費は6883万2000円の増で、主に配水管布設工事費に伴う増でございます。施工場所は6カ所になります。7ページに詳細な内容が書いてございます。

2目営業設備費は、698万1000円の増で、計量法で定めている8年に一度の周期で交換する量水器の交換業務が増えていることから、購入費の増になります。

3目浄水場施設費4026万円の減は、導水管及び下稲吉第2浄水場の施設更新関連の設計及び工事費が減となったものでございます。

2項、1目企業債償還金1670万5000円の減は、過年度の工事で借入した企事業債の償還が終了したため、元金が減ったわけでございます。

資本的収支予算につきましては、収入3億6516万円から、支出6億8509万3000円を差し引き、3億1993万3000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金を充当いたします。

なお、水道事業につきましては、消費税の増税の対応を除きますと、おおむね例年どおりできることとなります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消費税増税の問題で、給水収益で約800万円とおっしゃったと思います。戸数を見ましたら、100戸ふやす。平成30年度から平成31年度利用したら給水戸数を500戸ぐらい延ばすように数字出しています。だから、簡単に言うと、新しく水道設備をやるときには負担金があるでしょう。その分もどのぐらいか消費税が上がるのではないですか。その分は、大体このぐらいだとか積算していますか。これ一応、目標は上がっているけれども。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

加入金の消費税は、24万6200円を見込んでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

収益的収入で、給水費1000万円の増を見込んでいる説明の中に、神立駅周辺の増も見込んでいるという説明がございました。けれども、神立駅前はまだ次年度も整備が進む状況の中で、給水費の増をどうやって見込んでいるのでしょうか。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

給水費の増 1000 万円見込みましたのは、水道料金に振りかえる中に、神立停車場線を含めた内容です。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

私が聞き間違えたのですけれども、神立停車場線周辺で給水はふえるでしょうということですが、それは住宅の増を見込んでいるということでしょうか。宅地とするような場所は、周辺にはそうないと思いますが、どのような見込みをしているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

過年度分に、住宅を建てた方々の収益を見込んでおります。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

（発言する者なし）

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消費税増税分を飲み込むということは、負担をかけないということが大事だと思います。たかだか 824 万 6000 円かもしれませんが、この負担を逆に言えば、たかだかですから、これを飲み込むというように転化をしないとしたほうがよろしいかということで、この議案には賛成できません。

○古橋智樹委員長

ほかに、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案については、異議がございましたので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、午後 1 時 20 分から再開いたします。

休 憩 午前 1 時 5 1 分

再 開 午後 1 時 1 7 分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第 27 号 平成 31 年度かすみがうら市下水道事業会計予算を議題とします。

それでは、次年度課題、目標等を含めまして、ご説明いただきたいと思います。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

引き続きまして、議案第 27 号 平成 31 年度かすみがうら市下水道事業会計予算につきまして、下水道課長から説明をいたします。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

それでは、初めに事業等の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております平成 31 年度建設部予算審査資料の 12 ページをお開きください。

公共下水道整備事業といたしましては、箇所図番号 2 番になります、単独污水管敷設工事と、また 3 番の下水道管渠敷設工事、こちらは神立駅西口地区の土地区画設備事業地内でございます。

続きまして、箇所図番号 4 番ですが、長寿命化計画に伴う改築工事を予定しております。

特定環境保全公共下水道整備事業につきましては、箇所図番号 5 番で、牛渡地内のマンホールポンプ設置等を予定しております。

農業集落排水事業といたしましては、施設の機能診断、業務委託等を予定しております。

当市におきましても、平成 31 年度より公営企業会計に移行しますことから、スムーズな事業運営が行えるよう努めてまいりたいと思っております。

また、下水道の整備されております区域において、未接続の方がまだおりますので、加入促進を強化し、接続向上に努めてまいりたいと思っております。

それでは、平成 31 年度かすみがうら市下水道事業会計予算につきまして、ご説明いたします。

平成 31 年度予算より冒頭に申し上げましたが、地方公営企業法による企業会計予算に移行いたします。今までの下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計を安定した経営運営を行うため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業案を一本化して下水道事業会計としております。会計の仕組みは、水道事業会計と同じ内容になっております。

説明につきましては、事業会計移行の初年度でありますので、最初に下水道事業会計予算書に基づき、議決事項の説明をさせていただきます。その後の予算額詳細につきましては、水道課と同じようにお配りの資料に基づいて説明させていただきます。

それでは、下水道事業会計予算書 1 ページをお願いいたします。

第2条業務の予定量につきましては、1年間のおおむねの業務量を示しており、水洗化戸数で1万1800戸、年間総汚水量で349万3000m³。1日平均汚水量を9,570m³としております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入といたしまして、第1款下水道事業収益総額で160億9059万1000円を計上しております。

(金額について発言する者あり)

○古橋智樹委員長

数字もう一度読み直してください。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

大変失礼しました。

16億9059万1000円を計上しております。内訳といたしまして、第1項営業収益4億2069万5000円、第2項営業外収益12億6989万6000円を計上しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用総額で15億1245万2000円を計上しております。内訳といたしましては、第1項営業費用12億4699万3000円、第2項営業外費用1億7410万6000円、第3項特別損失8535万3000円、第4項予備費600万円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出につきましては、収入といたしまして、第1款資本的収入総額で2億4820万7000円を計上しております。内訳といたしましては、第1項企業債1億5640万円、第2項負担金及び分担金1139万1000円、第3項他会計補助金7812万5000円、第4項国庫補助金229万1000円を計上しております。

支出といたしまして、第1款資本的支出総額で7億8784万9000円を計上しております。内訳といたしましては、第1項建設改良費6722万8000円、第2項企業債償還金7億2062万1000円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億3964万2000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第4条の2特例的収入及び支出につきましては、特別会計の打ち切り決算で出納整理期間がないことから、特別会計から引き継いだ未収金及び未払金を見込んだ額で、未収金1億5932万8000円、未払金1億2155万5000円を計上しております。

第5条企業債につきましては、平成31年度の起債限度額を計上しており、総額1億5640万円を計上しております。

第6条一時借入金につきましては、資金不足時の他会計や銀行等からの一時借入金限度額を3億円としております。

第7条予算支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用、営業外費用、特別損失外の流用を認めるものとするものです。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、流用することのできない経費を職員給与費として定めております。

第9条他会計から補助金につきましては、一般会計からの補助金額を定めており、8億7620万5000円としております

第10条たな卸資産の購入限度額につきましては、たな卸限度額といたしまして、薬品費、材料費として555万7000円を計上しております。

議決事項の説明は、以上となります。

続きまして、予算額詳細につきましては、お手元にお配りしております平成31年度建設部予算資料の8ページをお願いいたします。

項目ごとに説明をさせていただきます。

資料の表示といたしましては、目の内訳として事業の欄では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3事業にわけております。

また、前年度予算額欄につきましては、企業会計初年度であることから予算書には計上してありませんが、説明資料として前年度特別会計予算を企業会計に置き換えた場合を想定し、参考として計上しております。

初めに、収益的収入、支出につきましてご説明いたします。

収益的収入、支出には、今までの特別会計の経常経費にあたる予算が計上されております。

収益的収入は、総額として16億9059万1000円を計上しております。

1項営業収益としましては、主に下水道使用料になりますが、消費税の増税と加入者の増により前年度比586万7000円の増としております。こちら、先ほども説明の中でも、消費税の増税に伴う下水道使用料のそれぞれの増収分につきましては、公共下水道が253万1000円、特定環境保全公共下水道が57万4000円、農業集落排水が36万3000円の合計として346万8000円を予定しております。

2項営業外収益につきましては、2目他会計補助金として、現金の収入、支出を伴う予算のみの差し引きした不足分を、一般会計補助金として繰り入れており、資本的収入4条予算の3項他会計補助金と合わせ、総額で前年度対比1585万9000円の減となっております。

3目国庫補助金につきましては、広域化共同化計画作成に伴う費用の補助150万円、農業集落排水処理場の機能診断に伴う費用の補助600万円を計上しております。

4目県補助金につきましては、下水道接続支援事業補助金1468万円を計上しております。

5目長期前受金戻入につきましては、企業会計移行に伴い、新たに計上されたものです。減価償却のうち資産の財源である補助金、負担金に対する減価償却費相当分を収益化するものとして、4億4963万4000円を計上しております。

続きまして、収益的支出につきましてご説明いたします。

収益的支出につきましては、総額で15億1245万2000円を計上しております。

1項営業費用といたしまして、1目管渠費において主に管渠の修繕費等を計上しており、マンホールポンプ場修繕等により、前年度より1606万8000円増となっております。

2目ポンプ場費につきましては、3カ所のポンプ場の維持管理費を計上しており、前年同額程度となっております。

3目田伏浄化センター費につきましては、田伏浄化センターの維持管理費を計上しており、修繕費の減により、前年度比665万2000円の減となっております。

4目農業集落排水処理施設費につきましては、8カ所の農業集落排水処理場における維持管理費を計上しており、修繕費の減により、前年度比1917万5000円の減となっております。

7目流域下水道維持管理費につきましては、県流域下水道へ流入しております公共下水道の汚水処理使用料を計上しており、流入量の減により、前年度比197万8000円の減となっております。

8目普及促進費につきましては、加入率向上の対策費を計上しており、下水道接続支援補助金の計

上により、前年度比 1478 万 9000 円の増となっております。

9 目業務費につきましては、合併処理浄化槽に関する業務が、新年度より市民部に移行することから、浄化槽事務委託料の減により、前年度比 96 万 5000 円の減となっております。

10 目総係費につきましては、経營業務にかかわる経費及び人件費 7 名分を計上しております。

11 目減価償却費につきましては、企業会計移行に伴い、新たに計上されたもので、固定資産の使用経年により経済的価値の減少額を計上しております。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

2 項営業外費用といたしましては、企業債の償還利息が計上されております。

1 目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還金の減により、前年度対比 1365 万 5000 円の減となっております。

2 目消費税及び地方消費税につきましては、確定申告における消費税納税見込み額を計上しております。

3 項特別損失につきましては、主に過年度分の使用料未納額、受益者負担金・分担金未納額で不能欠損とすべき額 7872 万 7000 円と、期末勤勉手当で前年度の 12 月から 3 月分の賞与法定福利引当金分として 662 万 5000 円を計上しております。

4 項予備費につきましては、3 事業を一会計にしたことで融通性が得られることから前年度対比 200 万円の減となっております。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

資本的収入、支出につきましてご説明いたします。

資本的収入支出は、今までの特別会計の政策経費にあたる建設改良費、企業債元金償還費が計上されており、建設改良費については工事完了後に資産台帳に計上されます。

資本的収入は、総額といたしまして 2 億 4820 万 7000 円を計上しております。内容といたしましては、整備事業費の財源となる収入が計上されております。

1 項企業債につきましては、企業債の借入額を計上しており、起債対象事業費の減により、前年度比 2080 万円の減となっております。

2 項負担金及び分担金につきましては、下水道加入に伴う負担金、分担金で実績に基づき計上し、前年度比 619 万円の減、4 目工事負担金といたしまして、神立駅西口地区土地区画整備事業に伴う下水道管渠布設費に対する一部事務組合からの負担金を計上し、前年度対比で 226 万 1000 円の増となっております。

3 項他会計補助金につきましては、資本的支出の財源として、一般会計補助金といたしまして 7812 万 5000 円の計上をしております。

4 項国庫補助金につきましては、下原地内の長寿命化計画に伴う管渠の更生工事費の減により、社会資本整備総合交付金が前年度対比 470 万 9000 円の減となっております。

続きまして、資本的支出につきましてご説明いたします。

資本的支出は、総額といたしまして 7 億 8784 万 9000 円が計上しております。

1 項建設改良費につきましては、1 目公共下水道整備事業費におきまして、公共下水道の管渠整備費 1000 万円を計上しておりますが、工事個所の減により前年度対比では 2344 万 6000 円の減となっております。

2 目特定環境保全公共下水道設備事業費につきましては、マンホールポンプ設置工事費 700 万円の計上により、前年度対比 517 万円の増となっております。

3 目農業集落排水整備事業費につきましては、該当工事の予定がないことから、前年度対比で 2785 万 6000 円の減となっております。

5 目流域下水道建設負担金につきましては、県流域下水道施設の改修工事費等の建設負担金を計上しており、県流域下水道改修工事費の減により前年度対比 406 万円の減となっております。

6 目建設諸費につきましては、下水道整備にかかわる人件費 1 名分を計上しております。

2 項企業債償還金につきましては、企業債の元金償還額を計上しており、前年度対比 536 万 3000 円の増となっております。

最後に、資金的収入が資金的支出に対して不足する 5 億 3964 万 2000 円につきましては、当年度損益勘定留保資金で負担するものとしたしております。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

確認します。

消費税の増税分が、今、公共下水道、特定環境保全、農業集落排水を合わせて 346 万 8000 円ということによろしいですね。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

委員おっしゃりますとおり、公共下水道、特定環境保全、農業排水事業合わせて 346 万 8000 円と見込んでおります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

あとでは、新しく加入する人たちは、消費税はどうなっているのですか。また、加入を促進するわけでしょう。これはどうなっているのでしょうか。値上げはしないと。これ、書いていないから。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 3 9 分

再 開 午後 1 時 3 9 分

○古橋智樹委員長

会議を再開します。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

下水接続に伴う加入者負担金につきましては、消費税は含まれておりません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

目標の人数、今、水洗化戸数が1万1800戸ということですが、これは平成29年度末の全ての戸数を言うのか確認します。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

平成29年度末の水洗化戸数が1万1798戸になっていましたので、1万1800戸で見込んでおります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

資料は14ページにありました。確認しました。

それで、平成31年2月末が、対象戸数が1万2810戸けれども、実際には1万1909戸になっています。平成31年2月末は先月だよ。それで、今度の1万1800戸は、どう見たらいいですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

予算の作成におきましては、引用したものが平成29年度末の確定している1万1798戸でしたので、1万1800戸と推計しました。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

来年度予算で少なくなるのですか。汚水量もそういうことになるでしょう。来年度予算の審議だよ。ふえているならいいけど、減っているよ。来年度予算だよ。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 1時45分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

あくまでも予算編成時に予定量として推計したものでありまして、補正をして対応していきたいと思います。

○古橋智樹委員長

副委員長と交代します。

[委員長交代]

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

企業会計初年度ということで、不足分、当年度損益勘定留保資金と説明さらっとありましたけれども、初年度だから、留保資金といったって過年度分はないわけですよね。これまでの特別会計だったら、市長部局のほうで資金繰りはできたと思うけれども、企業会計ということで、特に年度前半あたりの資金繰り、補助金を速やかにもらったとしても、更新の事業は例年ベースであるわけですから、お金が足りるのかと心配するところですけども、多くの留保資金というのは1年間会計をやってできる来年1年後にやっていくかもしれないですけども、年度当初資金はどうされるのですか。

9条、借り入れするのですか。

○下水道課長（長谷川文男君）

減価償却費資産減資産減耗費等の現金支出を伴いものになり、ほかに利益余剰金も内部保留資金として、補填財源となり4条予算の収入不足金額を補填するものでございます。

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員長

年度前半、設計発注するときに、絞ることはできるでしょうけれども、年度前半の資金繰りのほうは大丈夫ですかと、確認がしたいです。

○岡崎 勉副委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

その辺につきましては、一般会計のほうから補助金を年度当初にいただくように、政策経営課と現在調整しております。

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員長

すると、7億9800万円ですか。それを速やかにぜひ預ければ、事業会計の運用は問題ないということで理解してよろしいですか。

○岡崎 勉副委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

全額4月当初ではないですが、現在、政策経営課と会計課のほうでは調整している段階ですが、3億円程度の現金をいただくため今、調整しているところでございます。

○岡崎 勉副委員長

委員長と交代します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

委員長職に戻ります。

ほかに、ございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

他会計のからというのは、基本的に今の一般会計からの補助金になりますが、これは、収益的収支

と資本的収支出の点で、他会計の補助金がありますが、これ正確には幾らですか。どれを見て合計ですか。ちょっと教えてください。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

他会計からの補助金につきましては、8ページの他会計補助金7億9808万円。それから、資本的収入の他会計補助金から7812万5000円。10ページの1目他会計補助金の7812万5000円でございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それでは、合計で。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

失礼しました。

合計といたしましては、8億7620万5000円となります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

諸会計合計で、それ一般会計のどこからの支出になっているのですか。教えてください。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

予算書76ページをお願いいたします。一般会計の予算書です。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費の06の農業集落排水補助事業で、補助金といたしまして3億402万6000円及び90ページをお願いいたします。8款の土木費、4項の都市計画費、1目都市計画総務費の15番の下水道事業補助金で、こちらが5億7217万9000円で、合計といたしまして8億7620万5000円となります。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございますか。

川村委員。

○川村成二委員

事業の内容について、お伺いします。収益的支出で、農業集落排水のマンホールポンプ修繕費が、なぜ、増加するのですか。今後の修繕計画は、どのように考えているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

失礼します。川村委員、特定環境保全公共下水道でなくて、農集集落排水です。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

増減の理由のところで、増減は数字見ればわかるけれども、なぜ、マンホールポンプの修繕が必要なのか。それから、例えば、農集集落排水で修繕費が 1900 万円減額になっています。なぜ、減額になったのか。その辺の説明がないです。例えば、あと資本的支出ですけれども、マンホールポンプが設置で、700 万円という説明があったけれども、なぜ、設置するのか、計画的な設置なのか、今後どのように計画しているのか、その辺の事業運営が見えないです。説明がないです。今、3 点言いましたけれども、その辺ぐらひは事業の計画を考えてもいいですけれども、単年度で出っ張り引っ込みが大きくあるのか、ないのか、そういった事業の流れが見えないです。この前の水道会計も同じですけれども、数字の増減だけ言っても、その背景、狙いが見えないです。なので、資料をつくる時には、その辺も加味してほしいですけれども、今言った 3 点は説明できますか。

○古橋智樹委員長

時間がかかるようでしたら、宿題として資料で提出いただきたいと思いますけれども。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

すみません。

農集集落排水のマンホールポンプの修繕費の増につきましては、志筑地区、千代田東部地区、新治地区、上稲吉地区、土田地区、柏崎地区等で、現年度よりそれぞれ修繕が必要になっているところが出てきたために、増となっております。

マンホールポンプの修繕につきましては、ポンプ等の経年劣化等により、修繕が必要になってきていることから、今申し上げた地区の処理場のポンプ等の交換の事案が、増になったことによるものです。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

その他にも質問はしているけれども、時間もかかりますのでいいです。修繕費の金額が、大きいような気がします。そういう修繕箇所が、ある程度わかっているのであれば、計画的な予算組みもできると思います。これが、毎年毎年修繕費が大幅にふえるのであれば、あるタイミングで修繕ではなくて設置がえということも、効果的かもしれないです。そういう事業計画も必要ではないかと思いますが、その辺はどのような考えですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

公共下水道につきましては、平成 32 年度末にストックマネジメント計画を策定し、それに基づいて費用対効果等考慮しながら延命化するような計画書をつくる予定でおります。また、農業集落排水事業につきましても、公共下水道と同じようなストックマネジメントという名称ではありませんが、個別施設計画を策定していく予定でおります。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

午前中に公会計にするに当たってのメリット、デメリットの説明いただきました。それからすると、

この新年度の予算に対しても費用対効果は明らかにできるということを説明されたのですから、そういう考えのもとに資料の説明を今後ちゃんとやっていかなければ、我々としても理解できないので、整理をぜひしていただきたいと思います。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

ご指摘のとおり、今年度から先ほど課長申し上げましたように、公会計へ移行ということですので、ストックマネジメント計画を基本としまして、各施設の延命化を考えて、予算的にも平準化を考えた毎年度同額程度で修繕ができるように、今後計画のほう進めてまいりたいと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

農業集落排水から公共下水道への接続の話は、どの程度まで進んでいるのか。今後どういう経過なのかご説明いただけますか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

農業集落排水については、農業集落排水処理施設の土田処理場と上稲吉処理場を公共下水道への統廃合を現時点で計画しており、接続先が公共下水道ですので、県の下水道課とも現時点で、下打ち合わせをしているような状況でございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

下打ち合わせの中で、どの程度まで実際計画が進んでいるのか、その中身教えてください。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

まず、広域化共同計画を作成し、県のほうへ来年度、この統廃合の計画を盛り込んだ計画書を作成し、県へ送るような形で、現状ではそのぐらいの状況です。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、上稲吉地区と土田地区の農業集落排水の計画を来年度中にするということでしたら、その後はどういう計画になっているのですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

その後は事業計画の変更等を行いながら、進めていく方向で予定しております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

○古橋智樹委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消費税反対です。

○古橋智樹委員長

反対討論ですね。

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時05分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第16号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち消防本部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、消防総務課所管の予算につきまして、特に補足説明等ございますか。

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

平成30年度一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、消防総務課長の田山からご説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

消防本部所管の補正予算についてご説明をいたします。議案書 39 ページをお開きください。

9 款、1 項、1 目常備消防費、03 常備消防事業 96 万 6000 円の減額でございます。内容としましては、茨城県から茨城消防指令センター支援事業補助金といたしまして 1 億円の財政支援を受けまして、19 節茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金の一部としたことから減額となったものでございます。

続きまして、2 目非常備消防費、02 消防団運営事業 472 万 5000 円の減額でございます。内容としては、1 節団員報酬としまして、当初消防団員 561 名で見込みましたが、実員で 555 名となりましたことから、6 人分の差額 17 万 1000 円を減額するものでございます。その下になります、8 節消防団員退職報奨金として、退職団員者 33 名分の支給額が確定しましたことから、445 万 4000 円を減額するものでございます。その下になります、19 節消防団員福祉共済掛金につきまして、消防団員の実員が、当初見込みより少なかったことにより、10 万円を減額するものでございます。

その下、3 目消防施設整備費、02 消防車両整備事業（政策）221 万 5000 円の減額でございます。内容としましては、13 節車載無線機・車両運用端末装置設置業務委託 20 万 1000 円、18 節消防自動車 97 万円、本部査察車 76 万 2000 円、消防団指揮車 28 万 2000 円のいずれも契約の差金を減額するものでございます。

次に、04 消防水利整備事業（政策）、13 節防火水槽設計委託 27 万円の減額につきましては、ポケットパーク維持の設計を委託しました契約差金でございます。

9 款消防につきましては、以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消防団員 561 名から 555 名とおっしゃいましたけれども、これはかなりやめたということですか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

当初予算で見込んだのは、561 名分で、実際に消防団員の入退団がありまして、実員となったのは 555 名で、その差額を減額したものでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ないようですので、消防総務課の質疑を終結いたします。

次に、議案第 22 号 平成 31 年度一般会計予算のうち消防本部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題とします。

消防総務課所管の予算につきまして、課題等含めまして、ご説明をいただきたいと思います。

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

平成 31 年度一般会計予算、9 款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、消防総務課長の田山からご説明申し上げます。よろしくお願いします。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

初めに、消防本部新年度の重点事業についてご説明をいたします。

新年度につきましては、消防本部の車両整備計画に基づきまして、東消防署の高規格救急自動車 1 台の更新を予定しております。

それでは、消防本部所管の平成 31 年度予算についてご説明をいたします。

初めに、歳入についてご説明をいたします。予算書の 18 ページを開いてください。

15 款、2 項、7 目消防費国庫補助金につきましては、1559 万 6000 円の計上となっております。内容につきましては、防衛省の補助を受けまして、東消防署の高規格救急自動車 1 台を更新整備するものでございます。

続きまして、25 ページをごらんいただきます。

21 款、5 項、7 目雑入のうち、下から 7 点目になります自治総合センターコミュニティ助成金 100 万円の計上となっております。この助成金によりまして災害現場等で使用します照明器具、発電機等を整備するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。92 ページをお開きください。

9 款、1 項、1 目常備消防費、一番下になります。04 常備消防事業（政策）275 万 9000 円の予算計上です。

ページをめくっていただきまして、93 ページをごらんください。

1 節消防施設等整備検討委員報酬 37 万 5000 円及び 9 節委員等予備 10 万 5000 円につきましては、老朽化が進みます消防署等の施設整備の在り方について、有識者によります検討委員会を立ちあげまして、協議してまいります。委員につきましては、10 名以内とし、人選については現在検討中ですが、大学の先生や消防団長に入っていただきたいと考えております。

消防本部としましては、平成 30 年に内部検討委員会を立ち上げまして、現在、検討を進めているところでございます。

続きまして、4 節社会保険料、雇用保険料及び 7 節臨時職員賃金 161 万 2000 円につきましては、現在市部局の職員 1 名が消防本部へ勤務しておりますが、総務部との協議で 4 月から臨時職員で賄うこととなりました。そのような事から計上をしたものでございます。

続きまして、94 ページをごらんいただきます。

3 目消防施設整備費、02 消防車両整備事業（政策）につきましては 4510 万 1000 円の予算計上です。内容としましては、13 節車載無線機・車両運用端末装置設置業務委託 113 万 6000 円及び 18 節高規格救急自動車 3996 万 6000 円につきましては、歳入でご説明いたしました東消防署の高規格救急自動車を更新、整備するものです。さらに、18 節本部連絡車 399 万 9000 円につきましては、車両の老朽化のため更新をするものでございます。

その下になります。04 消防水利整備事業（政策）につきましては 808 万 3000 円の予算計上です。前年比 1805 万 7000 円の減でございます。内容につきましては、平成 30 年度に神立停車場線のポケットパークに防火水槽を 2 基設置しましたが、平成 31 年度は防火水槽の設置の要望がなかったことから

減額をするものです。消火栓につきましては4基の新設を予定しています。

その下になります。06 消防団施設整備事業(政策)につきましては、773 万 1000 円の予算計上です。前年比 147 万 9000 円の増でございます。18 節警防用備品 104 万 5000 円につきましては、歳入でご説明いたしました自治総合センターコミュニティ助成金を活用して、照明器具及び発電機を整備するものです。

9 款消防費につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

本部連絡車は 399 万 9000 円になっていますけれども、何台ですか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長(田山明夫君)

車両 1 台の更新です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

399 万 9000 円で、高級車ですね。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長(田山明夫君)

ハイブリッド車を考えております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

西消防署の老朽化のことだけでも、大分年数も過ぎています。実際のところ、今後どのような考え方でいるのか、わかれば教えていただきたいのですが。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長(田山明夫君)

現在、内部検討委員会で協議をしているところですが、消防施設の方向性の検討ということで、また、平成 30 年度施政方針の中にございました「平成 30 年度老朽化が進む消防署等の施設整備のあり方について、有識者による検討委員会を立ち上げ協議してまいります」というような所信表明がございました。また、この消防施設の方向性についての取りまとめについては、市の担当部局と協議を進めていきながら、有識者により検討委員会においてご意見を伺っていきたいという考えでいます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

今のおっしゃったのは去年の所信表明だと思う。ですから、もう1年たっているわけだから、そういう中でどの程度まで進んでいるのか、私はお尋ねしております。

それと、そういう場合は借地の問題もあると思う。だから、もうある程度きちっとした計画の中でやっていかないと、やっぱり予算の関係もあるでしょうし、そういう面ではもうちょっと具体的な内容が聞きたかったです。そこまでしかないということですか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

消防本部としまして、平成30年度に内部検討委員会を立ち上げて、現在まで4回ほど協議をさせていただきましたが、なかなか手探りな状態で検討が進んでおります。関係部署と協議を進めながらまた、有識者入っていただきまして、前進、前向きな方向性を示していきたいと考えています。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

だから、そういう状況なら、私も十分わかっているんで、早いところ、そういう計画を作成して、自己計画をつくるのが本来の姿だと思うけれども、それをいつまでにやりますとかと具体的に示すべきだと思う。だらだら4回やりましたというだけで、今年中には決めますというように、しっかり示していくべきだと思う。何かだらだらやっていると、いつになっても決まらないし、だから、決めることは決めて、1カ所で消防署がいいというなら、東署に行けばいいことだし、その辺のところも当然検討していると思うけれども、早いうち出していかないと、と私は思います。ですから、その辺のところを早急に調べていただきたいと要望します。お答えできますか。

○古橋智樹委員長

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

以前も矢口委員にはご心配をいただきまして、ありがとうございます。

場所等につきましては、当然、今具体的な場所も検討もしておりません。先ほど、課長からありましたように42年前の今の建物ですので、それから技術やいろんなものが進んでいる関係で、職員の知識的な部分も含めまして、いろいろ検討して、庁舎を建てるということになれば、現状にあった建物がいいのではないか、敷地もこういう敷地がいいのではないかと、今検討段階でございます。ご心配をいただいているようなことにつきましても、市の担当部局と調整を図りながら、スムーズに、早急に進められるように進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それと、広域化の話も一時あったと思うけれども、その辺のところも重要な部分だと思う。もう、市単独でやっていくという方向なのか、それともやっぱりもっと広い地域で、土浦市とか一緒になって消防を広域化していくのかということは、相当大的な問題だと思う。だから、その辺もしっかりと調整して実行計画つくっていただきたいと思います。お願いします。

○古橋智樹委員長

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

広域化につきましても、国の基準の見直しがございまして、平成 36 年 4 月 1 日ということで、法規は延ばされました。その間、また形も改まったような形で、県も各自治体に徴収、いろんな消防力の検証を始めながら、どういう形が適正なのかという形で、県も進めている状況ですので、どちらも含めまして、広域化も頭に入れながら、当然考えていかなければならないと考えてございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

高規格救急車ですが、これの導入の時期と、これは更新なのか、増設なのか、これによってかすみがうら市の救急体制がどのようになるのか、近隣市と比べてかすみがうら市は同等レベルの体制になっているのか。その辺はどのようになっているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

更新の時期……

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

更新ですか、増設ですか、どちらですか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

車両については、現在、運用している東署の救急車に、新たにではなくて更新という形で整備をしままいります。防衛省の圃場を活用しまして、更新を考えております。前年度から計画を出しまして、現在、進行中でございますが、平成 31 年度に採択を受けまして、整備をする運びになります。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

市の体制は、全部で何台入れるのか。お願いします。

○古橋智樹委員長

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

国の整備の基準では、人口 2 万人ごとに 1 台でございますので、4 万 2000 人いたしますと、3 台となります、基準上は。現在、かすみがうら市で所有しているものにつきましては、予備車も含めまして 4 台でございます。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

2 目、02 消防団運営事業ですけれども、平成 30 年度から 90 万 7000 円の増ですけれども、理由が消防団員の雨具等の購入で増額になっているところです。この 271 万 6000 円で、消防団員全員に対して雨具を支給するというような認識でよろしいのでしょうか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

全員の分までは予算の確保ができませんでした。各部 2 着ずつで、順次、年次的に整備を進めてまいりたいと考えています。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

各部に対してですか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

各部ということです。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

わかりました。各部 2 着ずつということですから、今、21 ですか、わかりました。

あと、もう 1 件は、団員報酬ですけれども、1635 万 9000 円の計上です。これ、定数は先ほどの補正予算同じように、マックスで 561 名の定数でよろしいですか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

条例定数については、605 名となっております。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

605 名ということで、平成 31 年度 4 月からスタートする消防団員の名簿等も上がってきていると思います。それでは、かすみがうら市消防団として、4 月 1 日何名でスタートするのか教えてください。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 2 8 分

再 開 午後 2 時 2 9 分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

現在、一応予定としましては、来年度の人員 539 名です。、あくまでも予定として、平成 30 年度が 555 名の 16 名減の 539 名です。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

それでは確認ですけれども、平成 30 年度は 555 名の団員がいたけれども、定数としては 605 名のところ、平成 31 年度は 539 名でスタートということですから、また、若干名消防団員が減少傾向にあるという認識でよろしいでしょうか。

○古橋智樹委員長

消防総務課長 田山明夫君。

○消防総務課長（田山明夫君）

はい、そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございますか。

（発言する者なし）

○古橋智樹委員長

それでは、消防本部の質疑を終結いたします。

ここで、部署の入れかえをお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 3 0 分

再 開 午後 2 時 4 1 分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等ございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

特に補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

会計管理者の職務を、7 級から 6 級に見直すとは、どういう意味でしょうか。ちょっと教えていただけますか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

これまで会計管理者につきましては、部長級の給与と7級の職で規定をしておりました。今回、見直しを行いまして、課長級の6級の職に当てるという内容でございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、何で今まで部長級で今までいたのに、今後は課長でいいという理由にはなるのですか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

失礼しました。今般の改正につきましては、近隣市との均衡を図るとともに、職務の状況も考慮した中で、見直しを図るものでございます。本市を除く県南9市の状況を申し上げますと、牛久市が5級、土浦市、石岡市、龍ケ崎市が6級でございまして、そのほかの5市が7級となっております。今回の改正によりまして、土浦市、石岡市、龍ケ崎市と同等の職とする内容でございます。よろしくお願いいいたします。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

余なことかもしれないですけども、これまでの部長の職種というのは、過大であったというか、過剰だったということになるのですか。

○古橋智樹委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

決してそのように判断しているわけではありませんが、組織につきましても、人事につきましても、不断の見直しをしておりますので、そういう中で総合的に判断をさせていただいたというところでご理解をいただきたいと思います。

○古橋智樹委員長

副委員長と交代します。

[委員長交代]

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

予定としては、課員数はかわらないわけですか。

○岡崎 勉副委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

現在、会計課の配置ですが、そのほか課長、係長、係員、臨時職員の配置になっております。来年度当初につきましても、全体では4名という形で予定しています。

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

だから、臨時職員の方除いて、職員の方はプラスマイナスゼロと理解してよろしいですか。

○岡崎 勉副委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

そのようなことでございます。

○岡崎 勉副委員長

委員長と交代します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

委員長職戻ります。

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、総務課所管の予算につきまして、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

補足説明は、坂本総務課長から申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。

議案集32ページをお開きいただきたいと思います。

2款、4項選挙費でございますが、1月に執行しました市議会議員一般選挙以外の各種選挙につきまして、支出が確定したため、執行残額を不要額として減額をするものです。

まず、2目市長選挙費では、全体で554万5,000円の減額となっております。人件費では、時間外

手当、市長選挙事業では消耗品費や手数料、選挙公営負担金などの減となっております。

次に、3目茨城県議会議員一般選挙でございますが、かすみがうら市選挙区は無投票のため、全体で1575万4000円を減額するものでございます。

01職員等人件費と次のページになりますが、02茨城県議会議員一般選挙事業では、委員等報酬、消耗品、投開票所用備品などの減となっております。

次に、5目霞ヶ浦土地改良区総代総選挙費、6目一の瀬上流土地改良区総代総選挙費につきましては、両選挙区とも無投票となりまして、委員等報酬など、それぞれ21万1000円、11万2000円の減額となっております。

次に、7目市議会議員補欠選挙では、全体で315万2000円を減額するもので、01職員等人件費、02市議会議員補欠選挙事業では、消耗品費や選挙公営負担金などの減となっております。

次に、39ページをお願いいたします。

9款、1項、4目災害対策費の05災害対策事業（政策）の地域防災無線保守委託の90万7000円の減につきましては、地域防災無線保守業務において、今年度導入いたしました発令判断システムの保守点検について、当初機器メーカーでの対応を予定しておりましたが、保守業者が自社で対応可能となったことに伴いまして、減額となったものです。

次に、06災害対策事業（政策）の13節防災マップ作成業務委託の265万9000円の減につきましては、入札差金によるものでございます。次の19節罹災証明書交付等共同事業費負担金の202万6000円の減につきましては、当初、整備事業費を県内市町村で負担することで予算計上をいたしておりましたが、今年度になりまして、県が事業費の2分の1を負担することになったことから、市町村の負担金が減額になったため、減額するものでございます。

次に、08防災無線整備事業（政策）の防災行政無線デジタル化整備工事Ⅱ期工事を当初、全体工事費3億7500万円と予定し、平成30年度予算については全体工事費の2割の7500万円として計上しておりますが、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の割り当てが減少したことに伴いまして、工事費が減少し、減額をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

議案集29ページをお開きいただきたいと思います。

29ページの上側にあります14款、2項、7目、1節社会資本整備総合交付金の1点目184万7000円の減につきましては、歳出の防災マップ作成業務委託に対する交付金でありまして、当該業務委託の減に伴い、減額するものです。

次に、30ページの一番上の欄、15款、3項、1目、2節選挙費委託金1575万4000円の減につきましては、茨城県議会議員一般選挙の歳出の減に伴う減額です。

次に、一番下の欄、20款、4項、1目、1節霞ヶ浦土地改良区総代選挙受託事業収入の21万1000円の減につきましても、歳出の減に伴うものです。

31ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の欄、2節一の瀬上流土地改良区総代総選挙、受託事業収入の11万2000円の減につきましても、歳出の減に伴う減額となっております。

説明は、以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

次に、検査管財課所管の予算につきまして、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

検査管財課の所管につきましても、貝塚検査管財課長からご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、平成 30 年度一般会計補正予算（第 7 号）に係る検査管財課所管分について説明をさせていただきます。

まず、歳入に係る部分でございますが、議案集 31 ページをお願いいたします。

中ほどにございます 20 款諸収入、5 項雑入、7 目雑入、1 節雑入の充電インフラ整備事業費補助金でございまして、190 万円の減額でございます。電気自動車の急速充電器の設置につきましては、平成 30 年 7 月 19 日に交付決定をいただきまして、平成 30 年 11 月 13 日に設置が完了しまして、12 月 18 日からサービスを開始してございます。減額の理由といたしましては、当該補助金にかかる各項目の上限額を引き下げる見直しが行われましたことから、交付決定額にあわせて減額をするものでございます。

次に、歳出になります。

議案集 32 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目財産管理費、02 霞ヶ浦庁舎財産管理事業でございます。こちら 14 節使用料及び賃借料の大型バス借り上げ料 60 万円の減額でございます。理由といたしましては、借り上げ全体としまして、運行先が近距離になりまして、運行距離が減少する見込みであることと、平成 30 年度の契約時に運行 1 時間当たりの単価が引き下げられたことによりまして、減額とするものでございます。

次に、その下になりますが、03 千代田庁舎等財産管理事業でございます。12 節役務費の手数料 57 万円の減額とするものでございます。理由といたしましては、平成 30 年市議会第 3 回定例会で補正の議決をいただきました、ご当地ナンバーの取りつけ費用でございますが、こちらの執行残額の減額をするものでございます。次に、13 節急速充電器保守委託 33 万円の減額でございます。こちらは急速充電器の保守が当初 1 年間で計上しておりましたけれども、12 月からのサービス開始ということで、4 カ月間となったことから減額をするものでございます。次に、19 節負担金・補助及び交付金の東京電力受電工事負担金で 43 万円の減額でございます。理由といたしましては、急速充電器の設置に伴いまして行った東京電力の受電工事が完了しましたことから、その執行残額を減額するというものでございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

今の急速充電器の件ですけれども、12月からでどのぐらいの実績があるのかと、それから、東京電力への電気料は、どの程度払うようになるのですか。例えば、車1台充電したことによっての支払いは、どのぐらい起こるのでしょうか。おたずねいたします。

○古橋智樹委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

サービス開始から2月末までの実績で、合計で211台となっております。大体、1日平均に直しますと約3台弱の利用がございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

1台当たりの電気料と言ってるじゃないか。

○古橋智樹委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

1件当たり、充電する車両の残り等にもよりますけれども、平均いたしますと約200円から250円ぐらいの間の利用となっております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それで、今は無料でしょうけれども、使用料は、取られているかどうか。あと1台当たり、どのぐらいの充電に時間がかかるのか。結局、これからまだ普及してくるようになれば、また、増設ということにもなるでしょうけれども、その辺のところ、どういうお考えなのか。

○古橋智樹委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

現在、この急速充電器を利用する際には、急速充電器、電気自動車を各自動車メーカーで出資してつくっておりますサービス会社のカードをお持ちになっておりまして、そのカードが1回分を使用して、利用ができるとなっておりますけれども、1回当たり450円の利用料がかかります。そのメニューの中には、例えば1カ月2,000円と手数料とか、サービス料として払えば無制限に充電器を利用できるなどいろいろな選択肢があるということでございます。

それと、1回当たりの利用時間ですけれども、平均しますと、約23分から24分ぐらいの利用となっております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

（発言する者なし）

○古橋智樹委員長

ないようですので、検査管財課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 22 号 平成 31 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、総務課所管の予算につきまして、課題等を含めまして、ご説明をいただきたいと存じます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご説明を申し上げます。

総務課所管といたしましては、予算書 5 ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、2 款総務費、1 項総務管理費に両庁舎の一般事務の管理、人事、給与、研修等、文書法制、さらに住居表示に係る事業及び選挙に要する予算を計上しております。選挙につきましては、平成 31 年度は参議院通常選挙の年となっております。また、9 款消防費の災害対策費に防災訓練、防災無線整備事業等に要する予算を計上いたしております。

詳細は、坂本総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、総務課所管の平成 31 年度予算についてご説明をいたします。

初めに、総務課所管の事業のうち、新年度の重点事業につきまして担当ごとに説明をいたします。

総務担当では、7 月に参議院議員通常選挙が予定しております。文書法制担当及び職員担当については、例年同様、経常的な業務のため、特に変動はございません。危機管理担当では、平成 28 年度から実施しております霞ヶ浦地区の防災行政無線デジタル化整備事業について、今年度に引き続き、屋外子局の整備を進めてまいります。また、災害時に被災しても業務を継続させ、早期に復旧することを目的とした業務継続計画、いわゆる B C P 計画の策定を行う予定です。さらに、消防職を除きました一般職と常勤特別職及び市議会議員の皆さんを対象に災害対応時に使用する防災服の整備を予定しております。

重点事業については、以上でございます。

続きまして、予算書により説明をさせていただきます。

予算書 17 ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

中段にございます 15 款、2 項、1 目、1 節総務費国庫補助金の 3 件目、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金につきましては、防災行政無線デジタル化整備工事に係る国からの補助金でございます。なお、詳細につきましては、後ほど別途資料により説明をさせていただきます。

18 ページ下段にございます 15 款、3 項、1 目、1 節総務管理費委託金の 1 点目自衛官募集事務委託金につきましては、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

次に、21 ページをお願いいたします。

中段の 16 款、3 項、1 目、2 節選挙委託金では、主に任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行に係る県からの委託金となっております。

次に、24 ページをお願いいたします。

20 款、5 項、7 目、1 節雑入で、市職員派遣に伴う人件費の負担金収入が 5 件ございます。

まず、下から、4 件目の霞台厚生施設組合派遣職員負担金につきましては、前年同様 5 名の派遣でございます。次に、新治地方広域事務組合派遣職員負担金につきましても、前年同様 2 名の派遣です。

次のページの3件目、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金は、前年同様2名の派遣です。上から8件目、茨城県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金は昨年同様1名の派遣でございます。次の被災地職員派遣負担金につきましては、平成30年度に引き続き、再任用職員1名を福島県双葉町への派遣となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

説明につきましては、経常経費の説明は省略し、政策経費のうち、変動のあるものについて説明をさせていただきます。

95ページをお願いいたします。

9款、1項、4目災害対策費の03防災訓練事業（政策）につきましては、前年比67万9000円の増となっております。毎年、旧中学校区単位で実施していきまして、平成31年度は11月17日に旧霞ヶ浦北中学校区の歩崎公園を中心に実施するよう予定しております。増額の要因は、13節防災訓練会場設営業務委託の62万円の増となっております。

次に、一番下の行になりますが、06災害対策事業（政策）でございます。前年比741万2000円の減となっております。主な要因としましては、平成30年度におきまして、防災マップ作成業務委託583万2000円及び罹災証明書交付等整備事業費負担金421万7000円が完了したため減となっております。なお、平成31年度では13節BCP作成業務委託300万円を計上しまして、大規模災害が発生した際、非常時における優先業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保など、災害時に被災しても業務を継続させ、早期に復旧することを目的としたBCP業務継続計画を定めるよう予定をいたしております。

次に、08防災無線整備事業（政策）につきましては、前年比2億7835万6000円の増となっております。防災行政無線デジタル化整備工事の増でございまして、内容につきましては、説明資料として提出いたしております。お手元に配布いたしております資料「平成31年度当初予算防災行政無線デジタル化整備工事に係る工事請負費〔防災無線整備事業（政策）〕の内訳」をごらんいただきたいと思います。平成28年度から実施しております防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、平成31年度予算に関する工事費の概要について整理をいたしております。補助対象分と補助対象外に分けてございまして、補助対象分では補助対象分の全体計画の表と年度別計画の表でそれぞれの概要を記載してございます。

まず、大きいほうの年度別計画の表では、平成28年度から平成32年度までの各年度の実績及び予定を整理しております。平成31年度では、Ⅱ期工事とⅢ期工事につきましては、施工期間の関係上、国庫債務負担行為による事業とし、それぞれ2年間の事業として実施するもので、工事費のうち、1年目が2割、2年目が8割を執行するものです。

右上に、平成31年度補助対象分予算内訳を整理してございまして、Ⅱ期工事では子局67局の整備を行い、2年目の工事予算を計上しております。Ⅲ期工事では子局50局の工事を予定し、1年目の予算を計上してございます。なお、右欄に財源内訳としまして、75%補助の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を国庫補助金としまして、さらに残りの部分については100%充当、70%地方交付税算定されます緊急防災減災事業債を起債として活用をいたしております。また、一番下側の欄になりますが、補助対象外の工事請負内訳としまして、補助対象外とされております移設が必要な子局の撤去と処分の費用を、さらに、本工事に伴い発生が予測されます上下水道施設の移設など、附帯工事に関する費用を計上してございます。

こちらの資料の説明は、以上です。

予算書に戻っていただきまして、予算書7ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の3点目になります防災行政無線デジタル化整備工事（Ⅲ期）でございますが、資料の説明でも触れておりますが、2年目の8割分につきまして債務負担行為として設定をいたしております。

最後に、人件費について説明をさせていただきます。

予算書の121ページをごらんいただきたいと思います。

給与費明細書の真ん中ほどでございます2、一般職の（1）総括の表でございます。2列目、職員数でございますが、本年度は前年比6人減の374人の計上でございます。給与費、共済費合わせまして一番右側になりますが、合計といたしまして29億6584万円となっております。主に、職員数の減に伴い、前年比4752万9000円の減となっております。なお、他の会計につきましては、それぞれ給与明細書を掲載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は、以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

川村委員。

○川村成二委員

災害時の対応で、業務継続計画BCPとは具体的にはどのようなことを対応するのでしょうか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

業務継続計画でございますが、Business continuity planning、略しましてBCPと呼ばれてございます。大規模な災害が発生した際、市町村において被災した場合など、非常事態であっても優先的に実質的業務を的確に行えるよう、業務の継続性を確保するために策定するものでございます。定めるべき要素といたしましては、首長不在の明確な代行順位及び職員参集体制、2点目が本庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定、3点目が電気、水、食料等の確保、4点目が災害時にもつながりやすい多様な情報伝達手段の確保、5点目が重要な行政データのバックアップ、6点目に非常時優先業務の整理などが必ず定めるべき要素として、国が作成しました業務継続計画作成ガイドで整理をされております。

非常事態において、市の業務を継続させるため、以上の6つの要素をあらかじめ定めておくというものでございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

この業務継続計画は、計画をしなければいけない義務があるのでしょうか。それとも、各自治体の判断に任されるものでしょうか。また、これを導入すると決めた背景は何かございますか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

国におきましては、平成 22 年 4 月に地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説を策定いたしておりましたが、作業量が膨大であるということから、全国的には策定率は低い傾向でございました。そうした中、東日本大震災以降、新ためてその必要性が認識され、国では平成 27 年 5 月に、市町村のための業務継続計画作成ガイドが作成されまして、より実効性の高い業務継続計画策定を支援することを目的とされております。

必須ではございませんが、任意でございます。県内の状況を申し上げますと、44 市町村中、平成 29 年 12 月 1 日公表では、25 市町村が策定をいたしてございまして、本市においても遅れてはおりますが、次年度作成させていただく内容でございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

近隣市、例えば県南地区でいくと、既に導入されている自治体はどこで、どの自治体を参考にするのか。それとも、業務委託で全て賄えるのか。その辺はどのように考えていますか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

近隣市におきましては、石岡市や龍ヶ崎市などでは策定をしております。策定に当たりましては、先ほどお話しいたしました国が作成しておりますガイドや手引きなどを参考に、作成するということでございますが、当然、他の先進事例なども参考にするとともに、当市にあった内容にするために、庁内の関係課等の意見等もいただきながら、策定を進めてまいりたいと考えております。

委託につきましては、300 万円計上させていただきましたので、業務委託という形で整理をしていただく予定でございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

今後の進め方としては、平成 31 年度中に業務委託によって計画を作成して、実際に実行に移すのは平成 32 年度以降ですか。それとも、平成 31 年度中から実行に移していくのか、その辺の全体の計画としてはどのように考えていますか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

新年度になりまして、こちら業務委託については入札を予定しておりますので、入札が執行されて業務委託となりますので、それから内容を整理していくということでございます。そういった中で、いつからというようなことは示されていないと思いますが、なるべく早目に策定するように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽建夫委員

このBCPの前に想定される環境として、今、地震ということもありましたけれども、それ以外に総務省が示しているガイドラインで、どういう場合というものは人為的に、例えば3番目ぐらいまで、ちょっと言っただけですか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

当初、平成22年4月におきましては、地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説ということでございましたが、平成27年5月には市町村のための業務継続計画作成ガイド、さらに平成28年2月には旧手引きを大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとされておりますので、地震以外の風水害等も含まれたガイドが示されてございます。当市の計画といたしましては、当市で想定される災害について含めた計画となるように考えております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

自主防災組織の本来の取り組みについて、ご説明いただけますか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

自主防災組織に関しまして、当市での取り組みでございますが、区長会総会や市政懇談会、さらには防災研修会等において、その役割、必要性、結成方法などについて説明をさせていただいております。また、8月の広報誌には自主防災組織の結成の仕方などもお知らせをさせていただきながら、各自治体様から相談があった場合等については、結成等の支援などを行っている状況でございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

自発的と言うか、自助、共助という部分もよくお話するようですけれども、やはり自主防災組織もしっかりとガイドラインなどもつくって、まず市が、地元へ行って、やはりそういう組織立ち上げのための運動をしてやらないと、なかなか、幾ら紙で説明しても、やはりぴんと来ない状況のようです。特に、私ども市街化区域でも、例えば民生委員とか、区長という方がリーダーになって、地域を取りまとめしてもらうことが重要でしょうけれども、なかなかその人たちでさえも何やっていいかわからないというような状況が見られます。防災訓練にしても集まって名前書いたけれども、その後のこと何やっていいかわからない。

例えば、Aさんという方が障がいがあったり、それから、独居老人を誰が助けるのだといったときに、助ける人も高齢者だったり、自分も災害があったりといったときにやはり、そういう地域でもって、きちとした組織、伝達方法ができていないとなかなか救えないと思います。だから、そういった部分でも、ただ単に自主防災組織立ち上げたから、できましたということではなくて、もっと細かい、細部にわたるフォローが必要だと思います。このBCPも結局、自主防災組織との連動ということにも関係してくるのですか、どうですか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

このBCP計画につきましては、あくまで行政の業務を継続する計画でございますので、そういった自主防災組織との関係等については、特に整理はしないような計画でございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

やっぱり、自主防災組織をしっかりとしたガイドラインでも、何でもつくっておくべきだと思います。その辺のところはどうですか。そういう考えがあるのかどうなのか。こういうのは自主防災組織の補助金がありますけれども、実際これはただ単に保存食というものの提供だけでしょうか。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

設立時等におきましては、こういった形の活動といったものは説明させていただいている状況でございます。委員おっしゃるようなマニュアル等、または組織の数をふやしていく対応が必要かと考えておりますので、これまで、区長会総会では説明をいたしておりましたが、その他の機会は、今年度は行政懇談会では行いました。また別の機会を新たに設けるなど考えて周知に努めるとともに、ご指摘をいただいたようなガイドラインまでは整理できるかどうかですが、なるべく活動等がわかるような資料等の作成を検討して、対応してまいりたいと考えております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

本当に私が言うのはちょっと何かよくわかりづらい話かもしれないですけども、でも、現実に地域の人たちは、もし災害が起こったときに、要するにどこへ相談していいかもわからない、誰が助けてくれるかもわからない、そういう状況です。防災行政無線の話もちょっとしましたけれども、今度アプリがあるから、スマホでも防災情報が入るという話です。これもいいことかと思って、そういうことでも何でも、どんどんやっぱり、地域の人たちに知らせないと、本当に有事の後には本当にまごまごしてしちゃうと思います。ですから、総論ではなくて本当に人を助けるということで、やはり、もっともっと行政側が積極的に入ってきていただけたらとの思いです。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

今、委員のほうからもございましたが、いろいろなツールの整備をしている状況でございます。そういった中で、今年度の懇談会などでも、市のメールマガジン等の配信やそういったメールの取得などもわからないというような点もございましたので、そういったことにつきましては、来年度、災害対策事業（政策）の中で、携帯情報機器登録支援業務委託という形で10万円ほど計上させていただきました。イベントのある場合などにお越しいただいて、そういった携帯電話の手続等を指導していただくような業務委託という形で計画させていただいております。なるべく市民の皆様、情報の取得やそういったこともわかりやすくするような策は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

時間も長く、押してきましたので、ご協力をお願いします。

設楽委員。

○設楽建夫委員

自主防災組織を考えていくときに、かすみがうら市内に確か 180 数集落がございますよね。そことどうひもついて体制を整えていくのかまで、先ほど矢口委員もありましたけれども、その体制をどうつくっていくのかだと思う。消防団の人とか、さまざまな役員の人たちがおそらく本部のほうに集中してくると思います。そのときに集落ががら空きになってしまうことも想定されます。そういうことを含めて、行政内のBCP体制は、集落とひもづいたBCP体制等も含めて、組み上げていく必要があります。ただ何らかのときに知らせていく、広報で知らせていくでは、体制としてはまだまだ初期段階の取り組みでしかないと思います。その辺を含めて、今ありましたけれども、自主防災組織 182 集落ありますけれども、そことどういう形で、市民を助けていくためにはどうしたらいいのかまで、考えていく必要があると思うけれども。すぐにはできないと思いますけれども。

○古橋智樹委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

自主防災組織、さらには防災士の育成なども含めまして、十分検討させていただいて、対応させていただければと考えております。

以上です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、総務課に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 3 2 分

再 開 午後 3 時 4 0 分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、検査管財課の所管について、課題等含めて、ご説明いただきたいと思います。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

検査管財課の所管といたしましては、2 款総務費、財産管理費のうち、基金管理に係る事業を除き、両庁舎の財産管理、入札及び検査等に要する予算を計上しております。

詳細は、貝塚検査管財課長からご説明申し上げます。

○古橋智樹委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、検査管財課が所管する予算につきまして、説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。

前年度比と比較で増減の大きい部分について、説明させていただきます。

予算書 22 ページをお願いいたします。

中ほどになります 17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入でございます。前年度 771 万 1000 円に対しまして、768 万 9000 円を計上しまして、2 万 2000 円の減となっております。内容につきましては、ゴルフ場などへの普通財産の貸付金 23 件分の計上となっております。23 件分の内訳につきましては、別途普通財産の貸付収入見積ということで、A 4 サイズ 1 枚の資料を提出させていただいておりますので、内容等についてはご確認をお願いいたします。

減額となった内容ですけれども、こちらは、土浦警察署及び石岡警察署への貸付の契約更新がございまして、こちらについて減額となったものでございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

当課のほうでは政策事業はございませんので、予算書に基づきまして経常事業の主たるものについて説明をさせていただきます

まず、予算書 34 ページをお願いいたします。

下の部分になります。2 款総務費、1 項総務管理費、6 目財産管理費の 02 霞ヶ浦庁舎財産管理事業でございます。こちら当課計上分といたしまして、今年度、3527 万 1000 円から人件費である労災保険料 4,000 円を除いた 3526 万 7000 円を計上いたしました。前年比で 485 万 1000 円の増となっております。増額となった主たる理由といたしましては、備品購入費の増によるものでございます。

予算書 35 ページの部分をお願いいたします。

35 ページの説明欄の中ほど、18 節庁用備品 80 万円と公用車 144 万 4000 円を計上してございます。こちらはいずれも皆増となっております。増額の要因でございますが、庁用備品につきましては、千代田庁舎本館に設置しているトイレにエアタオルがございすけれども、霞ヶ浦庁舎はエアタオルの設置がありませんので、千代田庁舎同様にこのエアタオルを設置しようとするものでございます。

次に、公用車でございすけれども、公用車に設置するドライブレコーダー 4 台分とスタッドレスタイヤ 10 台分を計上するものでございます。

続きまして、35 ページでございす。

中ほど、03 千代田庁舎等財産管理事業でございす。

こちらにつきましては、6075 万 2000 円を計上しまして、前年比 448 万 9000 円の減となっております。主たる内容といたしましては、電気自動車の急速充電器設置工事が完了しましたことから、減額となっているものでございます。

次に、36 ページをお願いいたします。

真ん中よりやや下の部分でございす。入札及び契約事務事業となっております。本年度 334 万 8000 円を計上いたしまして、137 万 5000 円の減となっております。減額となりました主たる内容といたしましては、手数料の皆減でございす。平成 30 年度に入札参加資格に電子申請システムを導入するに当たりまして、初期費用といたしまして計上していた計上額 120 万 1000 円が皆減となっているものでございす。

説明は、以上でございす。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、検査管財課に対する質疑を終結いたします。

次に、税務課並びに納税課所管の予算につきまして、次年度、課題等を含めましてご説明いただきたいと存じます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

税務課の所管といたしましては、歳入として1款市税の中で、1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市たばこ税の現年度課税分と法人市民税滞納繰り越し分が主な内容となっております。

歳出においては、2款総務費、2項徴税費の1目税務総務費における青色申告推進対策と法人税務適正化推進対策事業補助金等を、2目賦課費には市税賦課に係る経常経費、政策経費、また不動産鑑定評価業務委託費等に要する予算を計上しております。

次に、納税課所管といたしましては、歳入といたしまして、1款市税のうち、1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税の各滞納繰越分と延滞金が主な内容になります。

歳出といたしましては、2款総務費、3目徴収費の計上経費、政策経費、そして、茨城租税債権管理機構負担金を計上いたしております。

詳細は、元木税務課長並びに豊崎参事からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

それでは、初めに、税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

それでは、歳入につきましては、現年度課税分が税務課、そして滞納繰越分が納税課からの説明とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

まず、税務課の重点事業につきましては、来年度は固定資産税の平成33年度評価替えに向けた事務の強化とそれから、特別徴収の事務関係の強化に向けた内容が主なものとなります。

それでは、予算書12ページをお開き願います。

最初に、1款、1項、1目、1節個人市民税の現年度課税分20億3050万円ですが、所得割の課税標準額が増加しているため、前年度対比4250万円の増収を見込んでおります。

次に、2目、1節法人市民税の現年度課税分5億4400万円ですが、法人税割の増収を見込んで、前年度対比300万円の増額としております。

次に、2項、1目、1節固定資産税の現年度課税分25億700万円ですが、家屋新築分や太陽光発電設備の償却資産の増による増収を見込んでおりまして、前年度対比6000万円の増額としております。

2目国有資産等所在市町村交付金484万2000円ですが、前年同様の予算計上としております。

次に、3項、1目、1節軽自動車税の現年度課税分1億2000万円ですが、ほぼ前年同様ですが、前年対比で100万円の減額で予算計上しております。

2 目環境性能割につきましては、消費税の引き上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用自動車を取得した場合、環境性能割が設けられまして、その税率が本来の課税より 1 % 分軽減されます。このことによりまして、地方税が 1 % 分減収となるわけで、その分を地方特例交付金により、全額国費で国が補填するため、軽自動車税の減収分について、交付金を想定して 100 万円の予算を計上したものです。

次に、4 項、1 目市たばこ税です。近年の健康意識の高まり等によりまして、消費本数が減少しているため、前年度対比 600 万円減額の 2 億 7500 万円で予算を計上しております。

続きまして、16 ページの手数料になります。14 款、2 項、1 目総務手数料ですが、こちら説明欄の上から 5 番目の自動車臨時運行許可交付手数料 67 万 7000 円が仮ナンバーで、その下、税務証明書交付手数料 461 万 2000 円が、その他全部に係る証明書になります。こちらの予算につきましては税務課、それから市民課、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所の合計の予算を計上しております。

続きまして、予算書 21 ページをお開き願います。

16 款県支出金、3 項県委託金、1 目総務費県委託金、1 節徴税费委託金 6312 万円ですが、個人市民税の徴収から県民税分を県へ納付しているため、このことに伴う徴収事務委託金となっております。

続きまして、歳出になります。予算書 44 ページをお開き願います。

2 款、2 項、1 目税務総務費、こちら説明欄の 03 税務事務総合調整事業と 04 税務事務総合調整事業（政策）ですが、内容につきましては、前年同様の予算計上となっております。

次に、2 目賦課費ですが、こちら例年どおりの予算で、前年対比で 99 万 5000 円の増となっております。その内容につきましては、45 ページになりますが、02 市税賦課事務事業の説明欄の一番上、住民税関係通知書等封入封緘業務委託で、特別徴収に係る事務の部分となっております。

続きまして、03 市税賦課事務事業（政策）につきましては、臨時職員の賃金等の費用、そして、04 固定資産適正評価事業につきましては 2374 万 4000 円ですが、こちらは平成 33 年度の評価替えに向けた不動産鑑定評価委託などの増加によりまして、1832 万 3000 円の増額の予算計上となっております。

以上が、税務課の部分となります。

○古橋智樹委員長

それでは、引き続き説明を求めます。

総務部参事（兼）納税課長 豊崎光彦君。

○総務部参事（兼）納税課長（豊崎光彦君）

納税課に関する部分について、ご説明いたします。

ほとんどが経常経費でありまして、重点事業はございません。

最初に、歳入関係になります。予算書の 12 ページをお願いいたします。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人、2 節滞納繰越分 3600 万円は、前年度と同額であります。

2 目法人、2 節滞納繰越分 120 万円につきましても、前年度と同額となっております。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、2 節滞納繰越分 3000 万円は、今年度の実績により算定しておりまして、前年より 800 万円の減額であります。減額の理由としましては、滞納繰越分の調定額が減額になっている関係になります。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、2 節滞納繰越分 260 万円については、今年度実績により算定しておりまして、前年度よりも 10 万円増額となっております。

次に、16 ページをお願いします。

14 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料、2 節督促手数料 120 万円は、過年度の実績

等により算定をしております、前年度と同額であります。市税の納付がおくれている方への督促状送付の手数料となっております。

24 ページをお願いいたします。

21 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、1 節延滞金 1100 万円は、過年度の実績等により算定をしております、前年度と同額であります。

次に、歳出予算をご説明いたします。

予算書 45 ページをお願いいたします。

2 款総務費、2 項徴税費、3 目徴収費、予算総額 1866 万 6000 円で、前年対比で 99 万 9000 円の増となっております。

03 収入未済額縮減対策事業（政策）でございますが、予算額が 451 万 2000 円となります。前年対比で 195 万 3000 円の増額になっております。増額の理由であります、臨時職員数が 1 名増員になった関係と、時給単価 860 円から 890 円の増額に伴うものであります。

04 茨城租税債権管理機構運営事業であります、19 節茨城租税債権管理機構負担金 432 万 2000 円につきましては、茨城租税債権管理機構への負担金となります。前年度より 120 万 2000 円の減額となっております。減額の理由としましては、徴収実績割で平成 29 年度を算出の基礎としておりますが、平成 28 年度と比較しまして、徴収額が 622 万 5804 円ほど減額になった関係と、処理件数割が 1 件当たり 2 万円減額になった関係と、処理件数が 2 件少なくなった関係であります。市税の滞納金のうち、徴収が困難な案件について、徴収を依頼するものであります。

以上で、納税課に係る説明を終わります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

各市町村を見ますと、やっぱり個人市民税がふえている傾向がありますが、今、課長が言ったように課税対象者がふえたとおっしゃったような気がしたのですが、これはどういうことでしょうか。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

課税対象者と言ったのではなくて、課税標準額ということで、所得割の課税する標準的な額が平成 29 年と平成 30 年比較しまして、上がっていますので、そちらをもって若干ふやして予算計上しております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

課税標準額が上がった点を、説明してくれますか。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

課税標準額と言いますのは、課税するに当たって、個人の所得の合計額が平成 29 年 12 月現在と平

成 30 年 12 月現在では、対象とする額が上がっていますので、そちらをもとに若干、予算のほう上げているような形になっております。調定額で言いますと、2 億円程度、その 12 月期で課税対象の調定額が 2 億程度上がっていますので、それをもとに 4000 万円程度は増収になるのではないかとということで、計上しております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、名目賃金が上がったということの反映だということでしょうか。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

そこは名目賃金と言うかどうかわかりませんが、税務課では、課税のもととなる課税標準額が上がっているということをお願いしたいと思います。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

あと、固定資産税については、太陽光発電施設の償却資産もありますが、家屋が結構多いのかなと思うけれども、それぞれ前年度と比較してわかりますか。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

すみません。件数はわからないのですが、平成 30 年度は評価替えがありましたので、家屋は古くなると税額が下がりますので、平成 30 年度は税額が下がったと思います。平成 31 年度は、今年度新築した件数の部分については、新築の場合は 3 年とか 5 年の軽減はありますけれども、課税されなかった方が今度課されてふえることになりますので、金額は上がることになります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いいです。ちょっと、私、用意していなかったもので、平成 30 年度と比べるとどういう数字になっていますかということです。教えていただけますか。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

平成 31 年度課税分の課税標準額については、まだシステムのほうに反映されていないので、わかりません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうではなくて、単純に、平成 30 年度と比較して、どのぐらいこの金額がそれぞれ上がっているのかを教えていただければ結構です。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

当初予算が増額になっている 6000 万円ふえた部分の内訳ということでしょうか。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

前年度の資料は、今年度の予算書を持っていなかったもので、土地が 7800 万円で、家屋が 11 億 1400 万円、償却資産が 6 億 1300 万円だから、平成 30 年度と比べて、それぞれのぐらい上がったのでしょうか。

○古橋智樹委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お手元に平成 31 年度かすみがうら市予算説明資料集があるかと思いますけれども、こちらの 8 ページに一般財源等内訳として、市税の前年度との比較が出ております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

十分にチェックしないで、ごめんなさい。

単純に土地がマイナスになっていますよ。これはどういう理由でよろしいですか。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

土地につきましては、時点修正ということで、8 月 1 日現在の地価の状況について、鑑定士を入れてやっていますので、全体的に若干下がったのかと考えております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

手数料ですが、総務手数料にかかわって、10 月から消費税が上がる前提で組んでいるかと思いますが、消費税増税分はどういうふうにご中で換算しておりますか。

○古橋智樹委員長

総務部参事（兼）納税課長 豊崎光彦君。

○総務部参事（兼）納税課長（豊崎光彦君）

この手数料につきましては、督促手数料になりますので、消費税の分は含んでおりません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

使用料、手数料で 2296 万 8000 円の話をしています。それで戸籍とか、住民票とか、印鑑証明とか、もろもろあるでしょう。この分のことを言っています。納税課はいいです。納税課はノーです。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

こちら手数料条例で決められた金額になっておりますので、消費税は勘案しておりません。変わっていません。300 円で税務手数料などはやっていますし、仮ナンバーは 750 円で変わりございません。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、税務課並びに納税課の質疑を終結いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次回の委員会は、3 月 11 日月曜日午前 10 時から当全員協議会室で、引き続き、審査を行います。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4 時 0 9 分